

康熙年間の年羹堯

— 行政改革の面を中心に —

池田 修太郎

一、はじめに

年羹堯(1678-1726)^①は雍正朝初期政治史における重要な人物である。彼は雍正元(1723)年に起こった青海ホシュート部の「ロブザンダンジンの乱」を鎮圧する大功を建てたこと、また即位以前の雍正帝胤禛の王府(雍親王府)に仕えた「藩邸旧人」であったことから、一躍政界の重鎮となった。しかし、雍正三(1725)年に積年の営私朋党をはじめとする数々の汚職を暴かれ、九十二カ条の罪状を挙げられて死を賜った。

従来述べられてきた年羹堯の生涯について、簡略に述べれば以上のようになる。そして、彼に関する先行研究は次の二種類に分類できる。

まず、清朝が青海を支配下に組み込む契機となった「ロブザンダンジンの乱」に関するものである。年羹堯はこの事件の鎮圧を主導し、その際に残した多くの上奏文は、この事件に関する最も重要な史料として位置づけられている。この年羹堯の残した上奏文を用いた「ロブザンダンジンの乱」研究としては、佐藤長・加藤直人の研究が挙げられ、両者の研究は現在でも清朝の対西北外交史研究で重要な立場を占めている^②。

また、雍正朝における年羹堯の急激な栄達と没落について、雍正帝と年羹堯の関係に着目して論じた研究もある。日本におけるこの観点からの研究として重要なのは年羹堯断罪事件から雍正帝の政治思想について考察を加えた大谷敏夫の研究と^③、年羹堯が即位直後の雍正帝が重用した「藩邸旧人」、すなわち即位以前から雍正帝の旗下に属する旗人達のひとりであったことを論じた鈴木真の研究である^④。

また、中国においては、いわゆる「雍正篡位説」、すなわち雍正帝は

本来後継者ではなかったが、最終的に帝位を篡奪した、という説を踏まえて、その背景の一つに雍正帝と年羹堯・ロンコドとの関係があったとする研究がある。この論によった研究では、年羹堯とロンコドの粛清は雍正帝の即位における暗部がかかわっていたという観点が前提として置かれており、多くの清朝史研究者がこの観点から雍正朝政治史及びその中で年羹堯の位置づけを論じている。しかし近年では楊啓樵が、「雍正篡位説」を否定する観点から、このような中国における研究者の説に異議を唱え、年羹堯と雍正帝の関係についても、その軋轢はあくまで即位後に生じたものだとする説を提唱している⁵⁾。

以上に述べたようなこれら先行研究の問題点は、その視点があくまでも雍正朝に限られてしまっていることに尽きる。特に、年羹堯の立身の背景を、雍正帝との関係、あるいは雍正朝の人間関係に基づいてのみ考察していることは大きな問題であろう。

そもそも、年羹堯が政界の実力者として表舞台に現れるのは、彼が「藩邸旧人」として旗王旗人関係にあった雍正帝の即位と、雍正元年に起こった「ロブザンダンジンの乱」鎮圧によってである。しかし、彼はその後雍正三年二月に不敬の文言を用いたと弾劾され、冒頭で述べたように自らの汚職を暴かれ、翌年に死を賜っている。つまり、彼が政界の実力者として振る舞いえたのは、あくまでも雍正朝初期の二年ほどに過ぎない。また、「ロブザンダンジンの乱」鎮圧は、年羹堯がその総指揮を取ったために、功績の大半を手中に取めることができたのであるが、それは彼が雍正元年の時点でそのような大任を担うだけの地位にあったために可能だったのである。すなわち、彼が「ロブザンダンジンの乱」鎮圧の功績を手中にしえたのは、彼が既に康熙年間において一定以上の地位を獲得していたということが前提なのである。

しかし、先行研究においては、この点についてこれまで十分に目を向けられることはなかった。強いて挙げるとするなら、彼が後方で輸送の任にあたったジュンガルによるチベット侵入とそれに対する清朝のチベット制圧について論じられる際、彼の役割がわずかに触れられるにす

ぎない。あくまで彼は雍正朝の重要人物とみなされてきたのである。

だが前述の通り、年羹堯が雍正朝で飛躍しえたのは、あくまでも彼が康熙年間において確固とした地歩を築いていたからこそであった。年羹堯の生涯を通観してみると、彼が官途についていたのは康熙三十九年から雍正三年までであって、その官歴の大半を康熙年間が占めていることが分かる。従来着目されてきた雍正年間の彼の躍進は、彼の官歴のいわば集大成にあたる部分であって、そこに至る過程をも含めた評価が必要であろう。

よって本稿では、康熙年間の年羹堯の事績について、以下の二点に着目して論じることとする。第一に、雍正帝との旗王旗人関係に基づく「藩邸旧人」とされてきた年羹堯が、康熙年間において雍正帝と実際にはどのような関係を持っていたのかについて論じる。これによって、清朝における旗王旗人関係の実態の一側面と、年羹堯がその立身において後ろ盾としたものがなんであったのかを明らかにする。

第二に、康熙年間の年羹堯の業績について、彼の地方統治政策、特に財政問題・緑営改革・人間関係の三点に注目して検討する。そして、当時清朝が対西北政策において求めていた官僚像および清朝の対西北政策の実態の一端、そして年羹堯と康熙帝の関係を明らかにする。

なお、本稿中において、「康熙年間」「雍正年間」といった場合には、それぞれ年羹堯が科挙に及第した康熙三十九年から雍正四年までの間を指すものとする。

また、本稿において用いる康熙年間の年羹堯の上奏は、『康熙朝漢文朱批奏摺彙編』および『年羹堯滿漢奏摺訳編』を参照したうえで、『年羹堯奏摺專輯』下巻(以下『專輯下』と略称)に収録された『掌故叢編』所収の「年羹堯摺」を底本として利用し、『專輯下』の頁数をもって示すこととする。

二、年羹堯の出仕と旗王旗人関係

——「藩邸旧人」論と関連して

本章では、「藩邸旧人」として評価されがちな年羹堯について、年羹堯の出仕経路や彼の上奏文などから再検討を加えつつ、康熙年間の年羹堯の立身について、いくつかの事例から論ずることとする。

そもそも「藩邸旧人」とは、清朝八旗制度の中でそれぞれの旗に分封された旗王と、その属下に組み込まれた旗人達は排他的主従関係で結ばれる、という旗王旗人関係を前提とし、即位直後の雍正帝が、自らの権力基盤確立のためにその旗王旗人関係に基づいて登用した旧鑲白旗雍親王属下の旗人らを総称したものである。彼らは雍正朝初期において様々な要職に就いたが、その大半は能力の不足を理由に失脚し、また「藩邸旧人」の中で最も大身であった年羹堯も、自らの汚職を暴かれ断罪された結果、雍正帝はより広範な権力基盤を持つ独裁君主へと脱皮していった、とされる^⑥。鈴木真はこのような「藩邸旧人」の存在を念頭に置き、雍正朝初期に起こった旗王旗人関係の絡んだ様々な問題について論じているが、その中において年羹堯を「雍正帝の信頼厚き」と表現し、彼もまた「藩邸旧人」であることを根拠に雍正帝からの信任を受けていたとする^⑦。

では、雍正帝即位以前において、両者の関係の実態はどのようなものだったのであろうか。以下では、康熙年間の史料から年羹堯の出仕経路に検討を加え、そのうえで雍正帝と年羹堯の「藩邸旧人」としての関係について考察を加える。

年羹堯は康熙十八(1678)年、鑲白旗漢軍旗人年暇齡の息子として生まれた。多くの史料は彼を年暇齡の次子^⑧、年希堯の弟としているが、実際には彼は年暇齡の第四もしくは五子であったようだ^⑨。祖父仲隆は順治十二年の進士であったが^⑩、経歴の明らかな父暇齡・兄希堯は科挙に及

第した形跡はなく、その他の兄弟についてはそもそも情報の不足から判断することができない^⑪。父兄はどちらも筆帖式より出仕しているため、あるいは他の兄弟も同様であったかもしれない。これに対し、年羹堯は康熙三十九年に科挙に及第し、翰林院庶吉士を授けられた^⑫。その後彼は順調に翰林院檢討から侍講学士となり、その間に四川・広東郷試正考官を務め、康熙四十八年二月己酉に内閣学士兼礼部侍郎に上げられた後に、十月十七日に四川巡撫とされた。この年羹堯の経歴に鑑みて、彼は確かに旗人ではあったけれども、出仕経路としてはあくまで科挙官僚としての出仕経路、すなわち父兄とは異なる出仕経路を選択し、見事それに成功していたことがわかる。年羹堯のこの選択の理由について考えてみると、元来鑲白旗においては旗王の属下に対する統属関係が強固ではなかったという先行研究の指摘が想起される。即ち、鑲白旗においてはいわゆる旗王旗人関係が比較的弱かったために、旗王による庇護や推薦を経由した出仕経路を選択するよりも、科挙による出仕経路が魅力的に見えたのかもしれない、ということである^⑬。

いずれにせよ、年羹堯は康熙年間において、旗王旗人関係に頼ることはなかった。それは、雍正帝(当時は雍親王胤禛)が鑲白旗に分封され、その属下に配された康熙四十八年以後についても変わらなかった。年羹堯は従来雍正帝の「藩邸旧人」とされてきたが、実際には康熙年間における雍正帝と年羹堯の関係は希薄であった。というよりむしろ、年羹堯は「藩邸旧人」として即位以前の雍正帝と直接の面識を持ったことすらほとんどなかったのではあるまいか。年羹堯が四川巡撫に任じられるのが康熙四十八年九月十七(甲申)日^⑭、康熙帝から諭旨を受けたのが一カ月後の十月十七(己酉)日であるのに対し^⑮、雍正帝が親王に封ぜられたのはそれに遅れること四日後の十月二十一(戊午)日である^⑯。年羹堯の言によれば、彼が任地である四川に到着したのは十二月十五日であり^⑰、駅伝を利用すれば北京-成都間は二カ月未滿で往復できるようだが^⑱、はたして年羹堯が任務を拜命したあとのんびりと雍正帝と親交を深める時間があったかどうか。楊啓樵も年羹堯をはじめとする年氏一族はすぐさ

ま本来の職務に復帰し、京師において親王府に出入りしたものはいなかったであろうとしている。¹⁹⁾

以上のことを踏まえるに、年羹堯は確かに雍正帝の「藩邸旧人」とされうるだけの立場にいたことは確かであるが、その関係は康熙年間から確立されたものとはいいたいのではないか。むしろ、両者の関係は、雍正帝が即位時に既に地方大官となっていた年羹堯を利用するために過去の旗王旗人関係を持ち出したのであって、康熙年間において両者はさほど親密ではなかったのではないかと考えられるのである。

これを補強するのが、康熙五十六年に起きたある事件に関する年羹堯の上奏文「回奏孟光祖至四川情形摺」（以下「孟光祖摺」と略称）、および雍正帝の書簡「雍親王致年羹堯書」（以下「雍親王書」と略称）である。この事件は元來鑲藍旗に属していた逃亡者、孟光祖なる人物が康熙帝の第三子である誠親王胤祉の使者と偽って各地の地方官を歴訪し、見返りに銀両や馬匹・緞疋などを詐取していたというものである。彼は直隸巡撫趙弘燮によって捕えられ、²⁰⁾最後には斬刑に処されるが、²¹⁾その審理の過程において、年羹堯を含む各地の地方官がこれを上奏せず、孟光祖の求めるままに物品を与えたことが発覚し、康熙帝の勘気を被ったというものである。

この事件の結果、年羹堯は四川巡撫職を革職留任される処罰を受けることとなるが、²²⁾それに先立って年羹堯が弁明を行った康熙五十六年五月十九日付の「孟光祖摺」によると、彼は自らが雍親王旗下に属すること自体は認識していたが、その旗下に入って以後八年間、一切雍親王の側から賜物がなく、もし誠親王から賜物があつたとしても、その不自然さは十分判別でき、だからこそ自分が孟光祖から物品を受け取ることはないと弁明している。²³⁾すなわち、この上奏文によれば、雍正帝は年羹堯に対し、八年もの間、賜物という形での恩恵を与え、年羹堯との関係を維持もしくは強化しようとはしなかったことになる。

これに対して、雍正帝は「雍親王書」において、年羹堯が自らの生母の慶事や婚姻の機会に際して祝意を示さないどころか、六～七ヶ月の間

便りをよこさなかったことを厳しく批判している。更に、雍正帝は、年羹堯が自らの旗下の旗人であるにも関わらず、「奴才」と自称しないことを糾弾し、父暇齡・兄希堯と比較して、年羹堯を「非汝兄之弟、亦非汝父之子矣」とまで叱責している²⁴。これはまさしく、雍正帝が旗王旗人関係をもって年羹堯の「本門の主」たる自らに対する態度を激しく非難しているものであって、逆説的にこの時点で年羹堯は雍正帝が求める旗人としての振る舞いを行っていないと評価されていることが明らかとなるのである。「雍親王書」中において、雍正帝は年暇齡・年希堯が旗王旗人関係にふさわしい文言を用いていることを年羹堯への非難に利用していることから、年氏一族の中でも年羹堯だけが雍正帝に「奴才」と称していなかったものと推測される。この両者のやりとりを見る限り、康熙年間において、雍正帝と年羹堯は、両者の間である程度の書簡のやりとりは行っていたものの、年羹堯の側は雍正帝から実利を与えられることはなく、また雍正帝の側も年羹堯の態度に大きな不満を抱いていたことが明らかになる。

これらの上奏文や書簡が出された康熙五十六年の時点で、両者の関係はかなり疎遠なものであったことは間違いないであろう。そして、少なくとも康熙後十六年当時において、年羹堯は雍正帝にとって自らの旗人、すなわち後にいわゆる「藩邸旧人」と呼ばれうる人間としての自覚が足りないと考えられていたといえよう。また同時に、雍正帝自身が旗王と旗人の間にはその統属関係に基づいて然るべき態度を取ることが適切と考えていたこともこの書簡からはうかがうことができる。このことから、雍正帝が後に行う八旗改革において、あくまでも旧来の主従関係を一定程度尊重していた背景を読み取ることもできよう²⁵。

ただし、年羹堯自身は「孟光祖摺」において、もし孟光祖のもたらした物品が事実誠親王からの賜物であったならば、ただちに謝辞を上奏すべきであり、それを怠るような無礼は旗人としていくら自分が愚かであっても行わないと述べている²⁶。このことから、年羹堯自身にもある程度旗人として旗王に対し一定の敬意を払わねばならないという

自覚はあったようである。しかしながら、ここで言及されているのはあくまで親王からの賞賜、それも他旗の親王からのものについての場合であり、年羹堯が実際にどの程度まで旗王旗人関係を重要視していたかは判断できない。これまで見てきた内容から考えるに、雍正帝と年羹堯の間には強固な統属関係が存在したとは到底思えない。とするならば、従来旗王による統制の強さと搾取が指摘されてきた両紅旗や鑲藍旗における旗王旗人関係^⑦とは異なる、かなり弱体かつ希薄な雍親王属下における統属関係の実態が垣間見えよう。

こうして見ると、先行研究のように年羹堯を単純に「藩邸旧人」としてとらえることは、年羹堯の評価として十分ではなかろう。年羹堯は確かに「藩邸旧人」たる資格を有していたが、康熙年間において雍正帝と年羹堯との間は決して密接なものではなかったのである。

では、なぜその年羹堯が雍正帝即位後に大抜擢を受けたのであろうか。これについては、既に鈴木真が指摘しているように、皇帝権力を掌握できていない雍正帝が「藩邸旧人」を結集して既存権力に対抗しようとしたためであって、あくまでも雍正帝の即位以後、必要に迫られてのこととみるべきであろう。彼らは決して康熙年間から密接な関係にあったのではなく、むしろかなり疎遠であったということは前述したとおりである。

このように、年羹堯は、康熙年間において八旗に関連する職に就くことなく、あくまで科挙官僚として官途に就いていた。その後、官僚としての地歩を重ねてゆく中で、旗王旗人関係にさほど注意を払わなかったために、失脚の危機においても自らの旗王に庇護されるどころか、かえって叱責されるありさまであった。これらの点から見るに、康熙年間の年羹堯にとって、旗王旗人関係は、決して大きな比重を占めるものではなかったと考えるべきである。

とするならば、前述の孟光祖事件も含め、幾度かの失脚の危機に直面しながらも、最終的に四川・陝西両省を押さえる要職たる川陝総督にまで年羹堯を押し上げたのは一体いかなる要素であったのだろうか。次章

では、この点について年羹堯の上奏文から年羹堯の地方統治官としての事績を検討し、彼がどのようにして康熙朝における地方大官として立身していったかを明らかにする。

三、地方官としての年羹堯

——その問題意識と改革の方向性

本章では、年羹堯の手になる上奏文を中心に、年羹堯の地方行政政策を検証し、康熙年間における年羹堯の官僚としての性格がどのようなものであったかを考察する。

前述のとおり、年羹堯はこれまで「ロブザンダンジンの乱」の鎮圧者として、あるいは「藩邸旧人」としての側面に注目が集まってきた。しかし、雍正帝と年羹堯の間の旗王旗人関係が決して確固たるものではなく、雍正初年に政界の大立者として登場する以前、すなわち康熙年間の時点で一定の地位、すなわち川陝総督にまで昇っていたのである。鈴木真も既に指摘しているように、雍正元年の時点でこれほどの高位に上っていた「藩邸旧人」は年羹堯のみであり、²⁸年羹堯が康熙年間において既にこのような地位にあったことは、彼が一官僚として康熙帝から十分に評価されていたことを示すものに他ならない。本章では、このような認識に基づき、年羹堯の康熙年間における事績、特に四川・陝西両省に対する統治政策について、彼が地方官としてどのような施策を行い、どのように評価されていたかを検証する。そのうえで、康熙年間において起こった様々な問題を巡る対応から、康熙帝が年羹堯をどのように評価していたのかという点について考察を加える。

1、着任当初の問題意識

既に述べたとおり、年羹堯が中央の官職を歴任して四川巡撫に任命されたのは康熙四十八年九月十七日のことである。その一カ月後、年羹堯は康熙帝より諭旨を下されるが、その諭旨からは、当時の康熙帝自身の四川統治に対する認識が窺える。この諭旨の中で示された、年羹堯任命当時康熙帝が注意を促す、あるいは問題視していた点を要約すれば、以下のようなになる。

- ・漢人、苗族が雑居する状況に対し、適切な処置をとること。
- ・いわゆる「湖広填四川」によって開墾された四川の田地の丈量を焦り民心を騒がせないこと。
- ・裁判を慎重に行うべきこと。
- ・武官にみだりに功績を誇張させることなく、文武官を和合させること。
- ・従来の漢軍八旗督撫の不正多きに習わないこと。²⁹

ここで示された康熙帝の問題意識は、巡撫時代の年羹堯の政策に如実に反映されている。すなわち、康熙四十九年二月二十三日付で年羹堯が着任後最初に提出した「奏川省情形及応行事宜五条摺」（以下「五条摺」と略称）において、年羹堯は四川統治のためにまず行うべき施策を五カ条に分けて提案した。この「五条摺」こそは、その全体を通じて年羹堯の四川統治における施政方針を示したものといえる。まずはこの「五条摺」の内容から、年羹堯の四川統治に対する最初の問題認識を確認しよう。

まず、年羹堯は四川統治における喫緊の問題として、四川の官吏の間で蔓延する私派の問題を挙げた。康熙年間に私派が大きな問題として取り上げられていたことは既に安部健夫の指摘する所であり³⁰、「五条摺」における年羹堯の言はその具体的な一例といえよう。すなわち年羹堯は、当時の四川の府州県における上司に対する節季ごとの付け届けである節

礼や官吏の着任・転任の際にかかる諸々の費用が全て民衆に不当に割り当てられている現状を述べ、その具体的な例として前巡撫能泰と四川巡撫の衙門に控える筆帖式三名の名を挙げた。前者は滄定橋架橋のために四川にやってきた官への餞に八千両、康熙四十八年に自らが入京する際の費用として五千五百両を私派として割り当て、後者は何らなすところがないにも関わらず驕慢に振る舞い、布政使以下州県官に至るまでの全ての官が筆帖式らに対する節礼を行うといった有様であった。このようにさまざまな形で四川官吏の間に横行する私派に対し、その負担を強いられる民衆が逃亡を図ろうとしないのは、ここ数年の四川が豊作であり、その収入を頼みとしているからにすぎないと述べている^③。

このような状況を踏まえたうえで、年羹堯は当面の問題に対する五ヶ条の方策を提案した。すなわち、

- ・道員、知府を厳選し、その際年羹堯からの推薦を許可すること。
- ・州県官員の任免を年羹堯の裁量で行うことを許可すること。
- ・雲南、貴州、広西、四川の四省における官員の効力を取りやめること。
- ・郷紳、貢生とその一族による税負担の不正回避の厳禁。
- ・打箭炉における徴税環境の改善。

の五ヶ条である。これらの五ヶ条はいずれも官吏・在地有力者の不正や怠慢によって起こる訴訟・私闘を鎮静化し、四川民衆の被る負担を軽減することを目的としており、年羹堯はこの五ヶ条を「急ぎ宜しく挙行すべき者」と述べている^④。更に年羹堯は、この「五条摺」をしたためるまでに四川の民情を調査した結果、提督学政陳瓊のみが四川に横行する悪癖に染まらない人物と述べつつ、布政使下永式を貪劣無能として弾劾し彼を革職することによって四川の官吏全体の戒めと為すよう要請した^⑤。また、年羹堯は道員・知府レベルについては自らの推薦を、州県官レベルにいたっては自らの裁量で任免を行う許可を求め、これ

を認められた。³⁴

これら年羹堯の提案に対し、康熙帝は末尾に付した朱批において、

向日川省此の如きを風聞するも、未だ其の詳らかなるを知らず、奏摺を覽るに方に是真なるを知るべし。爾封疆の大吏、始終固守して一好官と做るを得よ、此れ朕の深く望むところなり。……(「五条摺」)

と述べ、当時すでに康熙帝が四川における腐敗の状況にある程度把握していたことを窺わせながら、年羹堯の報告を妥当なものとして認めている。これが両者の間の四川統治における基本的な問題認識となっていたであろうことは、後の年羹堯の上奏からも確認できる。

また、康熙五十年八月二十六日、年羹堯は「奏川省応行事宜七条摺」(以下「七条摺」)を上奏した。これは着任後約一年半を経た年羹堯が、四川の現状を「今生齒日に已に繁衍し、田土已に開闢するも、而して経制未だ復さず、賦税未だ増さず、協餉未だ免れず、積貯未だ備わらず、商賈尚ほ未だ輻輳せず、獄訟尚ほ未だ減少せず」と評価したうえで、先の「五条摺」より具体的な政策を提案したものである。すなわち、

- ・ 税収の増額率にあわせて官吏を賞罰すること、及びその一例として蓬溪县知県徐纘功を賞すること。
- ・ 地方の要地及び各県に備蓄米を用意すること。
- ・ 宝泉・宝源局の例に倣い、銅錢を流通させること。
- ・ 舖司を増設し、公文書送付を確実とすること。
- ・ 州県を増設し、民生に便を図ること。
- ・ 建昌道を建昌府に改め、しかるべき人員を置くこと。
- ・ 銀鋌を開くこと。

の七ヶ条である。この「七条摺」は先の「五条摺」よりも各論的なもの

となっており、この時点での年羹堯の主な関心が行財政再建にあったことがわかる。特に第一条・第二条は年羹堯がその実施について幾度も上奏していることから^⑤、かなり重要な位置におかれていたことが窺える。

この康熙帝の諭旨と年羹堯の上奏文は、年羹堯の着任当初、康熙帝と年羹堯が認識していた四川統治の問題点を明らかにしている。すなわち、官吏による不正の横行により、明末清初の混乱から回復し始めていた四川の生産力を適切に吸い上げることができない状況を如何に改めるかが、当時の四川統治の問題と捉えられていたのである。更に、年羹堯が非漢族住民の反乱鎮圧を行う中で、緑營における腐敗の進行も明らかとなった。年羹堯が地方官として直面したのはこのような問題であり、以後、年羹堯はこれらの問題の解決のために様々な政策を提言・実行していく。そして、それらの施策を積み重ねた結果、年羹堯は清朝西北の要衝を抑える川陝総督にまで上り詰めていくのである。次節以降では、このような年羹堯の施策について、行政改革、軍政問題、そして人間関係の三点に分類して検討を加えてゆく。これによって、従来雍正朝において弾劾された時点から遡及して語られることの多かった年羹堯の事績を、改めて同時代的に検証しよう。

2、行政改革

本節では、年羹堯の行財政改革について検討を加える。前節でも述べたとおり、年羹堯がまず問題点として挙げたのは四川官員による私派の横行であり、後に述べる人員の弾劾推薦もこの問題を解決するための手段であった。事実、前述の「五条摺」において年羹堯が最初に取り上げたのは私派の問題であり、「五条摺」での提案も、私派の問題を前提としてなされたものであった。中でも、第四・第五条は直接的に財政に関連するものであり、第三条もまた、四川を含む四省における効力(補選を待たぬ俸給なく職務に就くこと)の人員が成都府城において遊興にふけて借財を重ね、彼らへの援助が民衆の負担へと転化されていることを

問題にしたものであった。第一・第二条についても、裁判の遅滞や賄賂要求によって私闘が激化している状況を改善するための提案であった。ただしここでは、人事問題に関わる第一・第二条の評価については後述することとし、第三条から第五条について、康熙帝がどのように受け止めたのかを見ていこう。

まず第三条についてであるが、これは康熙五十年三月二十三日、その取りやめが決定され³⁶、第五条についても、同年中に川陝総督殷泰によってダルツェムドの税官を弾劾させ刑に付させたことが確認できる³⁷。また第四条については、具体的にその後の経過を示す記述を見出せないが、康熙五十年十一月の時点で年羹堯は新たに徴税対象とできる田地一万五千三百八十頃を報告している³⁸。更に、詳細は後述するが、人事問題においてもこの「五条摺」の内容が康熙帝にほぼそのまま受け入れられており、康熙帝が「五条摺」で提示された年羹堯の方策に妥当性を認めていたことの証左と考えられる。

この後、康熙四十九年に年羹堯は四川での生番鎮圧の際の失態により革職留任の身分として四川巡撫の職務を行うこととなるが、年羹堯はその後も改革の手を止めることはなかった。次に年羹堯が着手したのは、当時の四川における虧空の問題への対処であった。康熙五十年八月一日に提出された「奏弥补提臣虧欠摺」によれば、当時の四川の虧空額は計三万九千二百八十両にも上り、その原因は同年四月に失明によって職を退いた提督岳昇龍を始め、「五条摺」でも弾劾された能泰・下永式を含む前任の巡撫・布政司らが着服を重ねたためであった³⁹。これに対して年羹堯は岳昇龍を除く前任者たちが既に解任され、場合によっては病死しており、更に追徴が可能な岳昇龍についても失明して職を退いたこと⁴⁰を考慮して全額を虧空させた者から徴取せず、四川の文武の官員全体で代納することとし、康熙帝は、この年羹堯の措置を「你的奏する所に照らして完結するは甚だ妥かなり⁴¹」として受け入れた。のちに能泰・下永式の両名が私派の問題について罪に問われた際、虧欠問題についての責任を問われなかったのはこのためであると考えられる⁴²。

これに続いて出されたのが前述の「七条摺」である。「七条摺」が「五条摺」より具体性に富むことは既に指摘したが、ここでそれぞれの政策について検討を加えていくこととしよう。

まず第一条によれば、当時の四川では本来の課税額の十分の一以下しか納められておらず、年羹堯が「七条摺」を提出した康熙五十年八月末の段階で納められていたのは三万両程度でしかなかった「五条摺」では未だ開墾が進んでいないとされていた四川の田地が五、六割は開墾されているにも関わらずこのような状況にある原因について、年羹堯は「五条摺」でも述べたとおり、富裕者による不当な田地隠匿によるものとし、四川における重大裁判は土地係争に関するものが十中八九であったとしている。⁴³ 前述の通り、この年の十一月の時点では一万五千三百八十頃の田地が新たに課税対象として計上されているが、ある程度改善されたとみてよかろう。ただし、雍正年間に四川に対する丈量が行われた結果、大幅に田土畝数の改定が加えられたというから⁴⁴、この時点では根本的な解決にまでは到らなかったとすべきである。

とはいえ、年羹堯が一定の成果を挙げたことは事実である。年羹堯はこの問題に対する方策として、康熙五十年から五十四年の五年間、州県レベルで本来の徴税額に近い額まで増徴しえた者は特別に昇任させ、逆に増徴の額が著しく低い、或いは全く増徴できない官吏は解任することを提案した。⁴⁵ これは清初以来四川で続けられていた施策の延長線上にある方策であった。⁴⁶

次に第二条において、年羹堯は成都府を始め四川各地に備蓄米計十五万石を一年以内に備蓄すべきとした。更に、四川各州県には道員・知府に責任を持って米一石につき銀五分を付して倉廩を設ける費用とさせることとした。⁴⁷ この二か条については、その後総督殷泰との二度の協議と上奏を経たうえで、康熙五十一年の上奏において設立が許可されたことが確認できるが、⁴⁸ 年羹堯が重ねてこの二か条を実行するよう求めたことは、年羹堯がこれによって四川の官吏に対する賞罰を明らかにし、四川官吏の腐敗に対処しようとしたことの表れといえよう。

残る五カ条のうち、州県の増設は実施されたことが確認でき⁴⁸、また銀鉞の開採については、かつて前巡撫能泰がこれを求めて許されなかったことを引き、盗掘防止の困難から、いつそ採掘を開始し課税すべきとする年羹堯の意見を「亦た大益無し」として却下されたことが確認できる⁴⁹。

その後、年羹堯は康熙五十三年六月に四川における人口増加を理由に塩引の増発を行ったことが確認できるが⁵⁰、それ以外には康熙五十一年五月から康熙五十五年に至るまで、年羹堯の事績に言及する史料は管見の限り見当たらない。史料の残存状況としては不自然な感は否めないが、現時点ではこれを置いておくしかあるまい。また、この後年羹堯は緑營の腐敗やチベット進軍の後方輸送を担うなどして多忙を極め、行財政問題についての方策から手を引く。この間の事情については次節に譲り、本節では引き続き年羹堯の行財政改革について論じる。

次に年羹堯が行財政問題に本格的に着手するのは康熙六十年、四川陝西総督に任じられ陝西の統治も任されてからである⁵¹。新たな統治地域となった陝西においても、着任当初の四川と変わらぬ腐敗が蔓延していた。年羹堯着任以前の陝西における腐敗の状況については、のちに年羹堯の党人として処断される王景祺の『西征随筆』で詳細に述べられている⁵²。雍正帝は『西征随筆』を「康熙帝の治世を誹謗した」として非難したが⁵³、逆に言えば『西征随筆』の内容に一定程度事実が含まれていたがために、雍正帝はこれを虚偽と断じることができなかつたともいえよう。

それを裏付けるように、年羹堯が陝西における虧欠問題を精査していく中で、陝西における虧欠問題の深刻さを示す事実が発覚した。すなわち、陝西での汚職の蔓延に前総督鄂海と原任布政使薩穆哈、及び彼らの家人が深く関連していたことが明らかとなったのである。すなわち、康熙六十年、京師にて康熙帝と謁見した後陝西に着任した年羹堯が調査したところ、陝西の四府一州に虧欠のない官はなく、原任布政使薩穆哈による虧欠額を除外しても、その額は銀九十余万兩に上るという状況にあった。年羹堯は、このような状況を引き起こした原因は、

- ・官僚による錢糧の無断借用。
- ・康熙帝の治世六十年を理由とした恩赦を当て込み虧欠の民衆への責任転嫁。
- ・上司に迎合するために自らの納めるべき錢糧を上司の虧欠補填に充当。

の三点であると述べた。⁵⁵ 年羹堯はこの現状に対し、腐敗甚だしい官僚を直ちに免職し、しかるべき人物を宛てることが重要であると述べ、その方向性に沿って次々と官僚を弾劾・推薦していった。⁵⁶ その過程の中で、前任川陝総督鄂海及び布政使薩穆哈本人とそれぞれの家人・幕友が知府・知県に対して略取を行っていたことが発覚したのである。⁵⁷ これを受けて年羹堯はこのことを供述した原任知府らを審問するために中央からの大臣派遣を要請したうえで、⁵⁸ 陝西の虧欠にかかわった官僚を次々と弾劾し、⁵⁹ 最終的には三年以内に適切な法を設けたうえで、虧欠額を完済した際には罪を軽減するよう要請した。⁶⁰

以上が年羹堯による行政施策である。これらを一見してわかるのは、当時の四川・陝西の行政が相当に腐敗・混乱していたこと、そして年羹堯がそれに対し積極的に——それが「適切」で「無私」であったかはさておき——対策を打っていったことである。特に陝西における虧欠問題は、単なる官僚の不正・怠慢のみならず、地方統治の最高責任者である総督まで巻き込んだ問題であった。これらの問題に対し、年羹堯は失策を犯した官僚の入れ替えという方法を多く用いた。それは不正の責任を問うという意味で当然のものではあったが、結果として年羹堯によって取り立てられた、敢えていうならば息のかかった人物が四川・陝西の要職に多く就任する結果をもたらした。このような状況が、のちに年羹堯が断罪される一因となる朋党、すなわち「年党」の形成の基盤となったことは確かであろう。

次に、年羹堯在任中に起こった生蕃・緑營に関する問題について着目し、それらが従来着目されてきた清朝のチベット進軍とどのように関連

するのかを考慮しながら、当時の清朝西北における軍政の実態を検討しよう。

3 軍政問題

前節では、年羹堯の行政問題に対する施策について検討を加えた。続く本節では、当時の四川における軍政、特に生蕃の反乱と緑營の腐敗に着目し、年羹堯がそれらにいかに対処したかを論じる。

年羹堯の着任後、この問題が最初にあらわれたのは康熙四十九年である。二月、四川寧蕃衛に幹偉生番の羅都らが侵入して略奪を行い、追撃を行った遊撃周玉麟が戦死するという事件が起こった。四川提督岳昇龍からの一報を受け、兵部は岳昇龍を現地に派遣することを康熙帝に求めたが、康熙帝はそれに加え年羹堯もまた現地へ向かうよう命じた。⁶¹

この命を受け、年羹堯は成都府を出発し羅都らの討伐に向かったが、平蕃衛に到着したところで羅都らが岳昇龍の手によって捕えられたことを聞き、寧蕃衛に向かうことなく引き返した。年羹堯は帰還直後に提出した「奏建昌土司情形摺」において、当時の四川の土司の現状に対する詳細な上奏を行い、土司に対する印信・号紙を再配給し、もって内地同様の徴税対象とすることを進言したうえで、建昌一帯の地図を同封し、この事件のきっかけとなった遊撃周玉麟の戦死はあくまで周玉麟の不用意な進軍によるものと述べ、康熙帝から好意的な朱批を引き出している。⁶²ところが、年羹堯が「奏建昌土司情形摺」の中で「寧蕃衛で岳昇龍と合流した」と虚偽の報告をしていたことが川陝総督殷泰に弾劾されることとなり、年羹堯は翌康熙五十年四月に革職留任の処分が与えられることとなった。⁶³

その後、年羹堯は康熙五十三年十月には四川・貴州両省の土司間での騷擾の解決に動いたことが確認できるが、この事件は結局加害者側が賠償を行うことで決着した。⁶⁴

続いて緑營問題が持ち上がるのは康熙五十五年、八月十六日付の「請

勅調建昌鎮張友鳳陞見摺」においてである。年羹堯は同年五月二十九日に起こった越嶲の阿羊蛮の加巴・貫子兩名による掠奪・籠城事件に際して、総兵官張友鳳が年老い威令なきがために緑營に規律なく、そのために自身の申し出たとおりに討伐作戦を遂行することすらできないことを弾劾し、張友鳳を召還したうえで緑營の綱紀肅正を進めうる人材の任用を求めた⁶⁵。そのうえで年羹堯は土司兵八百・緑營兵五百を率いてこれを討伐し、加巴・貫子兩名自体は取り逃がしたものの、その際、緑營による土司に対する搾取が行われており、掠奪が横行していても緑營官員がそれを隠匿していたことが発覚する。さらに調査を進めたところ、緑營における腐敗が次々と発覚し、特に緑營において蛮兵を徴用し、それらに一切訓練が施されていないことが問題となった。これに対し年羹堯は、緑營中の蛮兵、なかんずく管彝と呼ばれる世襲の蛮兵の排除と緑營の綱紀肅正を再度進言した。康熙帝はこの年羹堯の進言をよしとし、「若し総兵に人を得なければ、兵少数ならざるも、此れ小事に過ぎざるのみ」として年羹堯の進言を妥当なものと認めた⁶⁶。年羹堯の進言が具体的に富んだ詳細なものであったことが、康熙帝のこのような反応を引き出したといえよう。

この後、康熙五十六年にジューンガルによるチベット侵入が起こると、四川からも四川提督康泰が兵一千二百を率いて出撃することとなった。しかし、この部隊は黃勝関の栢木橋において、兵士が騒動を起こして勝手に帰還するという事件を起こすこととなった。この事態に対し、年羹堯が自ら帰還した兵を收容した松藩に向向いて調査したところ、兵士たちに支給された糧食・銀両、そして行軍途中で換金するための茶が康泰によって兵士たちに配給されず、結果として貧窮した兵士たちが暴動を起こしたというのが実態であることが明らかとなった⁶⁷。これを受けて中央で幾度が審議が重ねられた結果、年羹堯の要請に従い、四川の軍務を監督するために当時副都統職にあった法蠟を派遣することが決定された⁶⁸。以後、年羹堯は法蠟と共同で軍務に当たり、青海ホシュートの貝子チャガンダンジン管轄下にあった鐵布の番人の討伐や⁶⁹、ジューンガル

支配下にあったチベットへの進軍に先立って要衝打箭炉への兵の駐屯あるいはその駐屯・進軍に必要な食糧の運搬備蓄を行い、更に前提督康泰によって会典の定額以上の額を割り当てられていた坐糧・坐馬の公費負担を適正な額に定め直すなど⁷¹、積極的に軍務に関与し、これによって革職留任から晴れて原職に服することを許された。

これに続いて、年羹堯は康熙五十七年六月十六日、裏塘に護軍統領温普を派遣、打箭炉に到るまでの駅舎の増設と兵員の配備を進めたが、⁷²直後、この裏塘駐屯軍の諜報網に、ジューンガル支配下のチベットにおいて政務を統括していた磔巴大克咱の派遣した営官独日結洛丁らが捕捉されるという状況をもたらした。年羹堯はこの独日結洛丁らから詳細なチベット情報を引き出した後、彼らを成都で拘束することとした。⁷³自らの進言による駅舎増設という施策が、こうも早く目に見える結果をもたらしたことは、年羹堯にとってかなりの幸運であったろう。

このおよそ一ヵ月半後の康熙五十七年十月一日、年羹堯は裏塘へ向けて派遣する兵の募集に際して起こった贈賄に端を発する官員の自殺事件に関して報告する中で、四川緑営各鎮の腐敗の激しき、そしてそれを改めようとしない川陝総督鄂海の怠慢を弾劾すると共に、川陝総督の駐在する西安からでは四川の緑営を御しがたいとして、自らに総督の「虚銜」を与えるよう求めた。年羹堯は一年の間、総督としての「虚銜」を与えてくれれば、その間に四川緑営の面目を一新してみせるとまで豪語した。⁷⁴これに対し康熙帝は、これまでの年羹堯の功績とチベット進軍のための準備に奔走していることを嘉するとし、年羹堯を四川総督に任命することを認めた。⁷⁵これによって年羹堯は、主として清軍のチベット清軍の後方任務を担当しつつ、その過程で青海・チベット方面の情報を得ることとなる。

この間、年羹堯はすでに前年閏八月において青海ホシュート王公ダグジュンと馬匹貿易をめぐる交渉を持ち、彼とその叔父チャガンダンジンとの間の不和を看破し、十月には廓廓烏蘇に遊牧するエルケダイチン＝アラブタンジャムス（厄爾克戴青阿喇布坦加母楚）の進貢に際して、彼の

牧地が四川側の拠点である松潘と十日行程の距離であること、そして彼の妻がチベット人であることを進軍に利用すべきと述べたうえで⁷⁷、四川・陝西間の駅舎整備に努め⁷⁸、武器弾薬の造成を行うなど⁷⁹、着々とチベット清軍に備えていた。

しかし、すべての工程が円滑に進められたわけではない。年羹堯の管轄下の事件に限っても、ダルツェムドの西に駐屯していたオムボが部下を統率できず周辺の蕃民に略奪の被害が及ぶ⁸⁰、四川に派遣されていた荊州満洲兵を法蠟がまったく統制できないどころか、黃勝関から出撃するも二度糧草を消失するなどの失態を重ね、領兵の任を解かれるなどの事件が出来している⁸¹。しかしこれらについても、年羹堯は直ちに責任者を免職あるいは転属させるよう求め、同時に自ら代行人物を推薦して迅速に対処した。

また、これと並行して、康熙五十九年、四川と雲南の間で巴塘・裏塘の帰属を巡る問題が出来た。これは雲貴総督より巴塘・裏塘は四川よりも雲南に近く、雲南の麗江土府に所属させるよう要請され、一度はこの意見が容れられたが、年羹堯は巴塘・裏塘がチベット進軍の際に重要な兵糧運搬ルートの一部であるとしてこれを撤回し、四川の管轄に納めるよう要請した。二転三転した巴塘・裏塘の所属を巡る対応は、最終的に麗江土知府木興の蜂起を惹起したが、最終的に両所は四川の統括のままとすることで落ち着いた⁸²。

この後、康熙六十年に年羹堯が川陝総督となり、陝西の行政改革に腕を振ったことは既に述べた。これに対し、緑営における問題は上奏文中から影をひそめ、巴里坤や土爾番への食糧運搬などが触れられる程度となる。これは、前節でも触れた陝西における行政の腐敗が深刻であり、そちらの問題を年羹堯が重視しており、また四川における生蕃の問題が直接的には年羹堯の手から離れたためであろう。

このため、本節での考察は四川における施策が中心となったが、その中から窺えることは、年羹堯が生蕃討伐やチベット進軍への準備を通じて、様々な緑営における問題に直面していることである。特に緑営の上

位武官の威令が失われ、軍事行動を開始しても兵士に給与されるべき物資が横領・着服され、兵士の反乱がおこるような四川の状況は、かなり末期的といってよい。このような状況下において、年羹堯がそれらの立て直しのために様々な施策を行い、それが結果としてチベット進軍の際にも好影響を及ぼしたといえよう。

4、人間関係

——年羹堯と康熙帝の関係および人事問題と関連して

年羹堯と康熙帝の関係は、従来あまり注目されることはなかったが、康熙朝末期の十三年間に渡り清朝の西北方面の統治を任せられるからには、両者の間には相応の信頼関係があったはずである。事実、これまで述べてきた事件・問題の際にやりとりされた上奏文や応対からは、彼らの間に一定程度の信頼関係が存在したと思わせる内容が含まれている。本節では、それらの情報をもとに、特に人事問題について注目しつつ、両者の関係について考察を加える。

考察に先立ち、先行研究における年羹堯の人事問題に関する問題点について述べる。年羹堯となんらかの利益関係で結ばれた官僚たち、いわゆる「年党」が、年羹堯の処断と共に断罪されたこと、そして年羹堯が自らの影響力を利用して「年党」を引き立て自らの勢力拡大を図る「年選」については既に当時から指摘があり⁸³、「年党」の問題については既に大谷敏夫が論じている。しかし、大谷はあくまで雍正帝の政治姿勢を明らかにすることを中心に論じており、その論旨にはやや問題がある。

すなわち、大谷は「年党」形成を「中央における世宗擁立の実力者であった隆科多の権力をバックに」「自らの朋党の網を拡充」しており、また、「年羹堯の違例の昇進の裏には隆科多の力が働いていたと思われる」と述べている⁸⁴。だが、鈴木真の「藩邸旧人」論と本論の考察を合わせて考えた時、雍正年間における年羹堯の昇進は、康熙年間に地方大官

として既に高位にあり、更に「ロブザンダンジンの乱」鎮圧という大功を立てていながら関係の希薄だった「藩邸旧人」を、自らの脆弱な権力基盤を補強するために取り立てたと見るべきものであり、そこにロンコドの意思が介在する理由はないであろう。

また、「年党」の形成についても、大谷のようにロンコドの影響力を考慮する必要はあまりないと思われる。というのも、年羹堯は既に康熙年間の時点で康熙帝から人事問題についてかなりの裁量を認められたうえで、積極的に官員の推挙を行っており、また雍正初年に任ぜられた撫遠大將軍としての裁量まで考慮した場合、「年党」の形成はむしろ年羹堯が康熙年間以来着々と形成してきたものと見るべきであるからである。

以上を踏まえたうえで、年羹堯と康熙帝の関係、そして年羹堯による人事問題について考察していこう。

まず最初に特筆されるべきことは、年羹堯が四川巡撫に任ぜられた際、彼はまだ出仕して十年に満たない時期であったことである。既に論じたとおり、康熙末年の四川は問題が山積した状況にあり、四川巡撫は決して容易に勤め上げることのできるポストではなかったと思われる。しかし康熙帝はあえて年羹堯を四川巡撫に任じ、年羹堯も——着任後すぐに革職留任の処罰を受けたとはいえ——着任後最初の上奏文である「五条摺」で四川統治の問題点とその解決策を上奏する等、康熙帝の信任に応えようとする姿勢を見せた。この間の事情を明らかにしうる史料は見出し得ないが、年羹堯が待講学士・礼部内閣学士として康熙帝の側近く仕えていたことがなんらかの影響を与えていた可能性はあるであろう。

また「五条摺」において、年羹堯が四川官員の任命に関する自由裁量を認めるよう申し入れたことは注目に値する。年羹堯はこれを四川の行政の立て直しのために必要な措置としているが、かなり踏み込んだ提案であったと思われる。これに対し康熙帝は「この任用法は一時的な措置であるから、必ずしも(任免に関して)上奏せずともよい」との朱批を付し、これを認めた。⁸⁵康熙帝からすれば、既に風聞していた四川の官員の腐敗

を具体的に指摘した年羹堯の上奏内容を鑑み、このような措置もやむを得ないと考えたのであろう。年羹堯は着任直後から次々と官員の推挙を行ったが、川陝総督時代にはその推挙の多さを周囲からうとまれていたようである。しかし年羹堯は、「臣固より此に籍りて以て国に報いるに在るなり」と述べ、その後も次々と人材の推挙に努めた⁸⁶。この点について、年羹堯は四川巡撫時代に得た人材推薦と自由裁量の権限を総督職でも引き続き認められていると考えていたのかもしれない。その中には年羹堯の後援で直隸総督にまでなった李維均や、『清史稿』年羹堯伝に附伝された胡期恒などもふくまれており⁸⁷、のちの「年党」形成の端緒が垣間見える。

とはいえ、この時点での年羹堯の推挙は、多くは自らの統治下にある四川・陝西両省における官員の補選・昇任が主であって、それが後の「年党」を形成したとしても、その目的はあくまで行政改革のための必要手段という認識であつたろう。であればこそ、康熙帝はそれらの推挙を受け入れ、「朕再び汝を疑う無きの処、爾亦た必ず懷疑せざれ⁸⁸」という言葉をもかけたのであろう。

また、人事問題以外にも、康熙帝はいくつかの事件・問題において年羹堯を評価し、一定の保護を加えたように見える節がある。以下にいくつかの事例を挙げ、これらの点について考察を加えたい。

まず、年羹堯の着任期間の間に起こったいくつかの問題、特に年羹堯の関連した不祥事における顛末を見てみよう。

最初の事例は、年羹堯の着任直後、康熙四十九年二月に起こった四川寧蕃衛に幹偉生番の羅都らの掠奪事件である。この事件で着目すべきは、刑部から提督岳昇龍の現地出向を求められた康熙帝が、あえてそれに加えて年羹堯にも現地へ向かうことを命じた点である。この点について、康熙帝の意図は明確には述べられていないが、着任直後の年羹堯が、自らが与えた論旨でも指摘した四川における漢苗雑居ゆえに起こるこのような問題に対してどのように差配するかを試そうとしたのではないだろうか。そして、この命を受けた年羹堯が虚偽の報告を行い、革職の危機

に陥りながらも、結局は革職留任の処分に落ち着いたことは既に述べた。

このときの年羹堯の行動が不用意であったことは確かだが、興味深いのは康熙帝が処分を吏部による革職の要求に対し、革職の上で留任させるという一段下げた措置が取られていることである。六部の要求に対し皇帝が慈悲を示すために減刑を施すことは慣例であるとはいえ、命令に背いた揚句虚偽の報告を行った人物に理由もなく恩を施すこともあるまい。

この点については、既に述べたとおり、年羹堯がこの事件に関する詳細な報告を行い、康熙帝からかなり好意的かつ肯定的な反応を得ており、この上奏に対する康熙帝の評価も、年羹堯の処分を緩める一因となつたであろう。特に、その文中で年羹堯が用いた「内地百姓と同じく朝廷の赤子と為すに、又た何ぞ漢蛮の分あらんや」という文言は、康熙帝の与えた諭旨の意に沿うものととらえられたとしても不自然ではあるまい。

次に挙げられるのは、二章でも取り上げた孟光祖事件である。本事件の顛末とその際に見えた年羹堯と胤禛の旗王旗人関係に関する認識については前述したため省略するが、本案件において注目すべきは、注②において引用した史料における、本件に関する責任を問われた年羹堯及び江西巡撫佟国勳兩名への待遇の差である。この事件の審議において、刑部は兩名を共に革職とするのが妥当としたにも関わらず、康熙帝は佟国勳は刑部の上奏通り革職としたのに対し、年羹堯は前述の羅都討伐の際と同じく革職留任とし、四川巡撫の任務を継続させたのである。この兩名に対する処遇の差について、その意図するところを明らかにしうる史料は管見の限り見当たらないが、共通する罪状によって断罪された同列の官僚に対して処遇に差を設ける理由としては、やはり年羹堯に対し康熙帝はこの時点でまだ地方官としての価値を認めていたと考えるべきであろうか。

このような康熙帝の、いわば年羹堯びいきととれる態度はほかにも見受けられる。既に第三章一節で論じた「奏弼補提臣虧欠摺」における年羹堯の施策は、ともすれば責任の所在を曖昧にし、目前の虧空を補填

するだけの方策にも見えるものであり、事実「七条摺」での提案について年羹堯と協議した川陝総督殷泰はこの措置に反対し、年羹堯は殷泰が奏摺を代筆させていることを槍玉に挙げて殷泰を弾劾するという状況となり、両者の不和を康熙帝に危惧されるまでになっている⁸⁾。しかし、既に述べたとおり、康熙帝は「奏弥補提臣虧欠摺」での年羹堯の提案を妥当なものとして認めてしまっており、結局のところ殷泰の反論は空振りに終わった。

また年羹堯が清軍のチベット出兵に際して、緑營兵の規律弛緩を理由に自らを四川総督に自薦したことは既に述べたが、督兵の権限が巡撫にないことが理由であるとしても、既に川陝総督として任に就いている鄂海を弾劾してまでこのような自薦を行うことは相当な反省を覚悟してしかるべきである。しかし康熙帝は、この自薦をいとも簡単に受け入れてしまった⁹⁾。しかも、あくまで「虚銜」を求めていた年羹堯に対し、あえて四川総督としての「実職」を与えているのである。これをどの程度まで評価すべきかについては慎重にならざるを得ないが、年羹堯からの自薦を康熙帝が受け入れる程度には、年羹堯に対する康熙帝の評価が高かったことだけは確かであろう。

このように、のちに「年党」を形成したとして断罪される年羹堯の人事政策の出発点は、四川改革に際しての康熙帝の許可によるところが大であった。そして、それを許した康熙帝は、年羹堯が諸々の事件を引き起こした際の処分の格差という形で年羹堯を庇護しており、そのことが年羹堯の地方統治に対する康熙帝の評価・信任の証ともいえる。年羹堯は、このような康熙帝からの評価・信任を背景に、時には他の官僚との軋轢を抱えてでも自らの政策を実行した。その結果、彼は川陝総督の地位にまで上り詰め、雍正朝における「違例の昇進」のための地歩を固めることができたのである。

四、終わりに

康熙年間における年羹堯は、科挙官僚として出仕したうえで、康熙帝からの強い信任を受け四川巡撫に着任し、行政・軍政改革に辣腕を振るった。その際に彼が頼みとしたのは、あくまでも自らの能力と康熙帝の信任であって、旗王旗人関係に基づく「藩邸旧人」としての庇護ではなかった。

当時の清朝西北における行政・軍政の腐敗は末期的ともいってよい状況にあり、だからこそ、次々と対策を講じて上奏する年羹堯に対し、康熙帝は信頼を寄せたのであろう。それは、幾度かの失脚の危機にも康熙帝によって挽回の機会を与えられたこと、あるいは四川総督に自らを推薦するという方法を認められたことから窺える。

このようにして見ると、康熙朝後期において、康熙帝が地方統治官に求めていたものがおぼろげながら見えてくるように思われる。すなわち、康熙帝は当時各地で横行していた腐敗に対し、積極的かつ迅速に対策を打つことのできる官僚を求めていたのではないか。四川・陝西における年羹堯の施策とそれに対する康熙帝の評価からは、そのような康熙帝の求める地方統治官の一例としての年羹堯の姿を映しているように思われるのである。

しかしながら、年羹堯はそのような康熙帝の気に入る地方官の顔だけを持っていただけではない。一つには、彼が後に大きな役割を果たす青海・チベット方面の政策を任じうるだけの情報を持つ「西方通」としての顔であり、もう一つには、雍正朝において断罪された、巨大な朋党を率いて利権を獲得する政界の大立者としての顔の萌芽である。

特に、後者については、年羹堯が断罪された汚職の方法自体が、彼が断罪した前川陝総督鄂海らの手法と共通していることが注目され、これを偶然の一致と見るべきか、それとも年羹堯がこれを受けて自らも同じ手法を用いたのか、という点が明らかではない。

いずれにしても、本論によって康熙年間における地方官僚としての年羹堯の性質の一端を明らかにし得た。今後はこれを踏まえ、年羹堯をはじめとする地方官僚の西北方面に対する対外認識や、清朝の西北各省における政策が、清朝の対外政策とどのように関連したかについて明らかにしたい。

注

- ① 楊啓樵 2012、127-128 頁。なお、金承藝 2010 では年羹堯の生年を康熙二十(1680)年から康熙二十二(1682)年と推定しているが、本論ではより典拠の明確な楊の説に従っておく。
- ② この事件についての研究は数多いが、その概観については佐藤長 1972 及び加藤直人 1982・1986、その再評価については石濱裕美子 2001、岩田啓介 2009ab、齊光 2008・2009、柳静我 2004 等を参照。
- ③ 大谷敏夫 1976 参照。
- ④ 鈴木真 2001a 参照。
- ⑤ 金承藝 1975、史松 1991、馮爾康 1999、楊啓樵 2012 などを参照。
- ⑥ 以上の議論についての詳細は、鈴木真 2001a を参照。
- ⑦ 鈴木真 2005、123 頁参照。
- ⑧ 『清史稿』巻二百九十五、年羹堯伝及び年暇齡伝、『清史列伝』巻十三、年羹堯伝及び『国朝耨類微初編』巻百六十二、年暇齡伝、『滿漢名臣伝』年羹堯伝参照。
- ⑨ 金承藝 2010、80-81 頁。
- ⑩ 鈴木真 2003、33 頁。
- ⑪ 金承藝 2010、80-81 頁。
- ⑫ 『聖祖実録』巻一百九十九、康熙三十九年五月癸卯の条には、「論翰林院、選拔庶常、原以作養人才。今科進士、特加簡閱、……年羹堯……四十三員、俱著改為庶吉士。」とある。また注⑧および『八旗通志初集』巻一百二十五、選舉表一参照。
- ⑬ 鈴木真 2003、33-34 頁、鈴木真 2007、25-28 頁参照。
- ⑭ 『聖祖実録』巻二百三十九、康熙四十八年九月甲申の条に、「……以内閣學士年羹堯、為四川巡撫。」とある。
- ⑮ 『聖祖実録』巻二百三十九、康熙四十八年十月己酉の条に、「四川巡撫年羹堯陸辭。」とある。

- ①⑥ 『聖祖實錄』卷二百三十九、康熙四十八年十月戊午の条に、「冊封……皇四子多羅貝勒胤禛為和碩雍親王。」とある。および鈴木真 2001a、24 頁、参照。
- ①⑦ 『專輯下』813-815 頁「奏川省情形及應行事宜五条摺」(以下「五条摺」と略称)に、「……臣自去年一二月一日到任後……」とある。
- ①⑧ 『專輯下』810 頁「請陞見摺」に、「……窃臣於本年四月初十日因摺奏提臣岳昇龍目疾一事、於六月初十日家人捧摺回署。……往返不過六十日、公事既可不悞、而臣一腔恋主之心得以少积。」とある。
- ①⑨ 楊啓樵 2012、125 頁。ただし、当時既に官を退いていた父年暇齡については、親王府に出入りしていた可能性は否定できない。
- ①⑩ 『聖祖實錄』卷二百七十二、康熙五十六年四月癸卯の条に、「諭大学士等曰、……孟光祖在各处誑騙数年、並無一人奏聞。若趙弘燮不奏、朕尚不得洞悉。」とあり、
『聖祖實錄』卷二百七十五、康熙五十六年十一月丙子の条に、「……孟光祖假誠親王允祉之名遊行各省、趙弘燮陳奏、甚属可嘉。」とある。
- ①⑪ 『聖祖實錄』卷二百八十、康熙五十七年八月癸未の条に、「刑部等衙門議奏、鑲藍旗逃棍孟光祖捏稱誠親王差遣、經歷各省、誑騙財物、應即凌遲処死。得旨孟光祖著改即処斬。」とある。
- ①⑫ 『聖祖實錄』卷二百七十二、康熙五十六年四月癸卯の条に、「……巡撫年羹堯、曾餽送過馬匹銀兩。佟国勳、亦餽送過銀兩緞疋。將此等俱隱匿不奏、著明白回奏。」とあり、また同卷二百七十三、康熙五十六年七月辛酉の条にも、「刑部等衙門會議、江西巡撫佟国勳、四川巡撫年羹堯、不將逃人孟光祖、查拏奏聞、反接受物件、答拜餽送禮物。應將佟国勳年羹堯俱革職。得旨、佟国勳著革職。年羹堯、著從寬革職留任効力」とある。『清史列伝』卷十三、年羹堯伝には、「……五十六年……四月、直隸巡撫趙宏燮、訪獲鑲藍旗逃人孟光祖、備歷直省請託賂利奏聞事。下刑部嚴訊光祖、赴川時、曾詐稱誠親王允祉使致餉遺羹堯受之、且餽以銀馬、令所属庇夫役。上以羹堯不將孟光祖查拏反行餽送、敕令明白回奏。尋因所奏、巧飾不實、部議革任。得旨、仍留任。」とある。
- ①⑬ 『專輯下』812 頁「孟光祖摺」に「……且臣属雍親王門下、八載於茲、雍親王並未遣人至川賞賜物件、即誠親王何故遽有賞賜、此又臣至愚所能弁晰者。」とある。
- ①⑭ 『文献叢編』所収「雍親王(雍正)致年羹堯書」(『《文献叢編》全編』第二冊)に、「……況妃母于秋大慶、阿哥完婚之喜、而汝口無一字□□稱賀、六七個月無一請安啓字。視本門之主已同陌路人矣。……我亦將汝必不肯稱奴才之故、以至妃母大慶、阿哥喜事、并於我處終年無一字請安。以及孟光祖事典、汝阿具異日之啓好。……各王門旗属主僕稱呼永垂久遠俱有深意、尔狂曝無知、具啓稱□□、何有典属。論你父你□抗違不悛不徒腹誹、而竟公然飾詩跪拒、無父無君奠、此

為甚。……況在朝廷称君臣、在本門称主僕、故自親王郡王貝勒貝子以至公昔奠。不皆称主子奴才此通行常則也。且汝父称奴才、汝兄称奴才。汝父豈□封疆大臣乎。而汝独不然、是汝非汝兄之弟、亦非汝父之子矣。又何必称我為主。既稱為主、又何不可自称奴才耶。汝父兄□□不是、汝当勸約而同之同即猶可也。不遵父訓托、拒本主。無父無君、万衆可惡。」とある。

- ⑳ 鈴木真 2001c、60-61 頁及び同 2007、30-31 頁。
- ㉑ 『專輯下』812 頁「孟光祖摺」に「……查孟光祖当日一到成都、臣即面加切責、勒令起身、彼時果有親王所賞物件、臣已收受、即不奏明、應有謝啓、若直受而不稟謝、臣係旗人、雖至愚必不敢無礼至此。……」とある。
- ㉒ 前掲鈴木真 2001b・c 参照。
- ㉓ 前掲鈴木真 2001a、31-33 頁。
- ㉔ 『聖祖実録』卷二百三十九、康熙四十八年十月己酉の条に、「四川巡撫年羹堯陸辭。上諭之曰、四川苗民雜處、性情不一。務須殫心料理、無綏得宜、使之相安。比年湖広百姓、多往四川、開墾居住、地方漸以殷實。為巡撫者、若一到任、即欲清丈地畝、增加錢糧、即不得民心矣。湖南因丈量地畝、反致生事擾民。当年四川巡撫噶爾圖、曾奏請清丈、亦未曾清楚。爾須使百姓相安、錢糧以漸次清查可也。此為四川第一要事至於刑名。尤宜慎重。人命關係至大、審結之事、達部亦難更改、若有疑處、即須駁審、爾當留心。地方武官、每獲一小賊、輒張大聲勢、自以為大有勞績。盜賊何處無有、但須嚴行巡緝。不可將小事看大了。武官當勿令生事、然亦須稍留余地、使伊等養給其家。爾為巡撫、須文武相衷、不可偏私。又諭曰、為督撫者、不請託在京之人便是好督撫。漢軍中督撫、如張長庚、白如梅、屈尽美、張自得、韓士琦、賈漢復等、皆以貪污致富。五十年来、朕所目睹。今伊等子孫零落殆盡、可見做官不善之報。汝須念一糸一粒、民脂民膏。得一錢、須知從何處來、爾不可學從前漢軍行事、總之以安靜為要耳。」とある。
- ㉕ 安部健夫 1971、552・623 頁。
- ㉖ 『專輯下』813-814 頁、「五條摺」に、「……但川省受累已深、積弊多端、私派浮於國課、差徭倍於丁糧。十府二十二州九十三縣、一切上司節礼、過性欵差路費、以及巡撫・布按兩司・道府、或陞任、或以事故去官者、旧官有路費之派、新官有鋪設衙門之派、無不出於百姓。如前撫臣能泰在蜀七年、遇遞定橋掛匾官來、通省派銀八千兩以為程儀。去年撫臣起身入京、又通商派銀五千五百兩以為僱驛之用。撫臣衙門有筆帖式三員(朱批：声名不良)、一無所事、驕橫無礼、自布政司以下至州縣皆送伊節礼、無非竭小民之脂膏、供官吏之揮霍。……其不至於百姓流離者、……連年大有米麥取成之故耳。」とある。
- ㉗ 『專輯下』814-815 頁、「五条摺」に、「……一、道府之宜揀選也。……近来川省州縣遇有戶婚田土事件、動輒數年不結、非有勒索、即係偷安、皆道府不能飭查之故。嗣後川省道府欠出、伏乞皇上特簡賢能、令其効力。或臣有真知灼見之人、

許臣題請補用。……一、州縣之宜量調也。……近來開墾一案、隱熟為荒、指荒作熟、土著與新民年年爭訟、皆由州縣不肯親行踏勘查明四至入冊承糧、以至溝訟不清。或安插一戶、勒有使費銀錢、以至田荒賦少。或遇人命重案、概不審結、聽其賄和請息者甚多、以至百姓勇於私鬪。總由州縣治有難易、才有長短、伏乞皇上准臣量其才具、斟酌調用、則地方事情漸次整理、實為川省之急務。朱批：此調用之法、非久遠行的、不必具題。一、川省効力之例宜止也。……而近日効力之員無不逾原一二月、然後到川、寓居省城、日惟飲酒拜會、借債作樂。及授地方、以官為救貧之計。陋習相沿、不思効力謂何、惟知坐食廩俸以待陞遷、通省百姓何所賴焉。伏乞皇上停効力之例、仍歸部選、到任違限、嚴其處分、誰不自愛以遵功令。……一、包佔差糧之宜嚴禁也。……乃川省田既無多、戶口未繁、而每州縣紳衿貢監、少者不下百余人、其弟兄子侄親族一概影射、借名抗納錢糧、甚有無知百姓、投充名下、竟不納糧當差。一州一縣之差糧、止余有限、孤弱百姓、俯首承弁、是以糧有輕重不等、差有勞逸不均、而紳衿貢監更復串通衙蠹鄉約人等、吞噬小民、擅興詞訟、官吏畏勢、處處皆然。……一、打箭壩部差之宜撤也。……茶商告狀者約二百人、問其情由、皆云販茶入戶、國課無多、稅官家人上下勒索、數倍於正稅、以至茶商遠遁、士民受害等語。臣更訪聞、稅官每因私分羨余不均、搶奪娼妓蠻婦、扭打爭鬧、甚失體統。……伏乞皇上於稅差報滿時、令部臣詳議、或令總督殷泰議奏、添設同知一官、料理稅務、宣慰蠻彝、則辺末小民、得以休息、增課通商、實出皇上如天之仁矣。茶商原詞附呈御覽。朱批：此一件當參。以上五條皆臣日夜思惟、急宜舉行者。」とある。

③③ 『專輯下』815頁、「五條摺」に、「……臣雖未曾盡見、而查閱旧案、細訪民情、止有提學道陳瓚一人考試公明、一塵不染、將來自是為皇上出力之人。布政司下永式貪劣無能（硃筆旁批：一點不錯）、臣以到任不久、未得確實歛蹟、伏乞皇上特旨革斥、以彰乾斷不測、則通省官吏咸畏法知警矣。」とある。

③④ 注③②参照。

③⑤ 『專輯下』811頁、「陳明督臣不便會題摺」に「……本年八月二十六日、臣有條陳七件、具摺奏聞。……及十一月初九日捧到摺子內勸懲官吏一條、……臣即繕疏於十一月二十日具題在案。又預備積貯一條、……此一件同總督商量。欽此。……臣於十一月二十四日至寧羌州、即將積貯一條與總督面看。……請將增銀八千余兩之蓬溪縣徐績功從優議叙、以示鼓勵。」とある。同812頁「再陳督臣不便會題摺」に「……思立一久遠之法以清田畝、以即爭訟、是以於去歲八月二十六日摺內有勸懲官吏一條。……臣即具本與督臣會題。臣原摺內有請將蓬溪縣知縣徐績功從優議叙之語。實以勸懲之法果行、凡有能清查田糧者、皆得仰邀天恩、而增銀八千余兩、安插新民一千二百戶、如此衷心任事、若不代為題明、固非立法之意、而臣亦將失信於全省官吏、故不揣冒昧、奏請聖裁。」とある。

③⑥ 『聖祖實錄』卷二百四十一、康熙四十九年三月戊子の條に、「諭吏部、前以補

授雲南、貴州、広西、四川、四省官員、不能如期到任、懸欠甚多、故予發人員備用。今觀此等官員、但凶以辺俸速陞、居官無一善者。地方關係、甚屬緊要。嗣後四省、停其予發。仍照旧例、歸於月選。得欠人員、嚴限速催赴任。如此、則欠不致久懸、而於地方亦有裨益。其以前發往未經得欠人員、俱著掣回。各帛月分補用。」とある。

- ⑳ 『清史列伝』巻十三、年羹堯伝に、「……五十年、疏劾打箭炉監稅員外郎博羅侯等苛索狀、詔音泰鞠實論罪如律。」とある。なお、「音泰」とは殷泰の別字音写である。
- ㉑ 『聖祖実録』巻二百四十八、康熙五十年十一月癸丑の条に、「四川巡撫年羹堯疏報、川省成都等府百姓、自首田地一万五千三百八十頃有奇、照例於康熙五十年起科。下所司知之。」とある。
- ㉒ 『專輯下』810-811頁、「奏彌補提臣虧欠摺」に、「……窃臣於康熙四十八年十二月十五日到任後、盤察藩庫、虧空銀三万九千二百八十兩、查係提督岳昇龍自康熙四十一年起至四十八年止、於巡撫貝和諾・能泰、布政司高起龍・于準・何顯祖・下永（式）任内陸統具有印領借去。」（括弧内は筆者の補足）とある。
- ㉓ 『專輯下』810頁、「奏岳昇龍病目摺」に「……窃查四川提督岳昇龍左目向已失明、忽於去年十二月内陡患右目紅腫、流水不止。……今於四月初十日……其身体瘦弱、兩目不見。」とある。
- ㉔ 『專輯下』811頁、「奏彌補提臣虧欠摺」に、「……而前任巡撫・布政司大半皆解任病故、提臣効力年久、又以病廢、借銀之時、隨手用去、變産之日、惟覺苦難。……提臣已還銀五千兩、各鎮協營將弁因提臣不能完銀、除本人坐糧、仍留過活外、情願捐今年秋冬兩季・明年春夏兩季俸銀代為還補、共銀二万四千兩、其余銀一万兩有零、臣率川省文官自府道以上捐俸助還。……硃批：照你所奏完結、甚妥。」とある。
- ㉕ 『聖祖実録』巻二百四十七、康熙五十年九月癸卯の条に、「刑部議覆兵部尚書今陞大學士蕭永藻、察審四川加派一案。原任布政使下永式、徵收錢糧每兩加派銀一錢二分。除送原任四川巡撫能泰等銀二万二百兩外、共計入已銀二万七千四百兩有奇。應將原任布政使下永式、照律擬絞。已經病故、毋庸議。原任巡撫能泰、身為巡撫。属官私派、不行覺察。又身受贓銀。應照律擬絞監候。秋後處決。從之。」とある。
- ㉖ 『專輯下』815-816頁、「七条摺」に「……四川錢糧原額不下二百万兩、今通省田地開至十分之五六、而錢糧不及原額十分之一、隱漏已屬不可、而有田無糧、強占弱謀、是以川省命案因田起釁者十之八九、此風尤不可長。……今年自首錢糧幾及三万兩、現在造冊。」とある。ただし、最終的に康熙五十年度の徵稅額は新規開墾田地を除いて五萬兩程度となったようである。『專輯下』812頁、「再陳督臣不便會題摺」に「……去歲川省錢糧除墾荒外、自首本年起徵者、幾五万兩。」

とある。

- ④④ 安部健夫 1972、430-431 頁参照。
- ④⑤ 『專輯下』 816 頁、「七條摺」に「……臣請以康熙五十年為始、至康熙五十四年、此五年之内、州果能使民不擾、勸民首糧至原額之五分之四者、不論俸滿即陞、至原額之三分之二者、准以辺俸論陞。若不及十分之一者、即以才力不及降調、若無毫釐增俸者、照罷軟例革職。……」とある。
- ④⑥ 森永恭代二 2011、194-198 頁参照。
- ④⑦ 『專輯下』 816 頁、「七條摺」に「……一、積貯之宜預備也。……臣愚以為成都府貯米八万石、松潘・建昌兩鎮各貯米一万石、叙州府接壤烏蒙・鎮雄、為黔省要路、貯米一万石、雅州為建昌・打箭炉咽喉、貯米一万石、重慶一府、上接川北、下連夔郡、貯米三万石以備需用。……查本省常平倉、捐監者寥寥無幾、數年尚未足額、必通行各省一年之内十五万石、計可完滿。川省郡俱無倉廩、捐米一石、加銀五分、以為造倉之費、責令各道府經管、每歲春夏出陳三分、秋季買補、以防霉爛。……」とある。
- ④⑧ 注④⑤参照。
- ④⑨ 『清史稿』 卷六十九、地理志十六、四川、重慶府に、「重慶府。……六十年、復置銅梁、以安居併入。」とある。
- ④⑩ 『專輯下』 817-818 頁、「七條摺」に「……一、開採之宜奏明也。臣查建昌會川衛地方有分水鉞一處、前撫臣能泰奏請開採、旋奉部文封禁。臣自到任以來、極力申飭、嚴行封禁、雖營衛各弁出有印結、……銀鉞一開、勢難禁止。……若以此自然之利陸續修理川省緊要城垣、其為利益亦甚不小。」とあり、また『聖祖實錄』 卷二百五十二、康熙五十一年十一月辛卯の条に、「上諭大學士等曰、前原任四川巡撫能泰、曾具摺奏請開礦。後又奏稱江中有銀、派官監視撈取、以為兵餉。朕以此二事俱不可行、隨硃筆批發、朕乃人君、豈有令江中撈取銀兩之理。觀此二事、即知能泰必貪。爾等可佗能泰問之。尋大學士等奏佗問能泰、拋云奏請二次、皇上皆硃筆批不準行。算開礦所用工費價值、亦無大益。」とある。
- ④⑪ 『聖祖實錄』 卷二百五十九、康熙五十三年六月己亥の条に、「戸部議覆、四川巡撫年羹堯疏言、增引行塩、原屬裕課便民。查成都所屬犍為等七州縣電民、請增水陸塩引一千一百四十五張、徵稅銀七百三十兩有奇、於康熙五十三年為始徵取、応如所請。從之。」とある。また、『石渠余紀』 卷五、紀引課の条にも、「……五十三年四川戸口歲增、巡撫年羹堯請加增塩引。」とある。
- ④⑫ 『聖祖實錄』 卷二百九十二、康熙六十年五月乙酉の条に、「諭大學士等、陝西總督鄂海、著弁理軍糧餉。四川總督年羹堯、著兼理四川陝西總督事務。原任侍郎革職色爾圖、著署理四川巡撫事務。皆馳驅速赴行。」とある。
- ④⑬ 『読書堂西征隨筆』 37-40 頁、西安吏治の条。
- ④⑭ 大谷敏夫 1976、98 頁。

- ⑤⑤ 『專輯下』833-834 頁「陝西虧空情形并分別協理摺」に「……窃臣自進京陸臣往回陝省地方、即聞西・延・鳳・漢四府、興安一州無不虧空錢糧之官。……凡此四府一州之府・庁・州・県共虧空正項銀九十余万、而原任布政司薩穆哈虧空司庫錢糧不在數内。其所以積年虧空、久而愈多者、其弊有三。内有錢糧已完、填批起解而銀不上庫、另具借領存案印掣批廻為拋、此已完而空批作解者、其一。又有錢糧已徵在庫、並不起解、仍作民欠計、康熙六十年必有皇恩可圖蠲免、脫然無累、而不知民間皆執有完票可憑、此已徵而捏作民欠者、其一。更有因原任被參、通判張晟虧空倉糧、代為分賠、名曰体上急公、此則迎合上司、欲求他人之虧空、因致本任虧空者、又其一。」とある。
- ⑤⑥ 『專輯下』836-837 頁、「請簡鞏昌布政使摺」に「……窃查鞏昌布政使折爾金・署鞏昌按察使傅善……署甘撫臣花善會疏題參、解任質審。……是折爾金與傅善斷難一日姑容於官民之上也。……則布政一欠、尤須久於外任、歷練老成之員方可勝任。臣查有直隸守道李維均……江西按察使石文煒……伏祈聖主於此二員内簡用一員、俾任鞏昌布政使……」とあり、同 837-838 頁「請以傅德補西安糧道摺」に「……前道祖允焜任意虧空、不敷支放、值時餽騰貴之際、不得不動帑折給、以致耗費錢糧、已經會疏題參。……查有散賑來陝之戶部主事傅德、……則以傅德補授糧道、非但可免虧空、而經理得宜、兵民必受其益。」とある。また、同 838 頁「請以傅德等署鞏昌布政使各欠摺」に「……窃查鞏昌布政使覺羅折爾金被參解任、……請於江西按察使石文煒・直隸守道李維均内簡用一員、今蒙諭旨、方知此二人別有任用、皆不能來、復令臣另行選舉。臣查來陝散賑之戶部主事傅德實屬賢能之員、……前因西安糧道一欠所關甚要、請將傅德補授、而布政司係郎中陸欠、若以主事超遷、未免躐等。然因地招人、可否令傅德暫署鞏昌布政使印務、以觀後効。……至西安糧道員欠、選得四川成都府知府劉世奇、……請以劉世奇陞補西安糧道。……查有順慶府知府馬世煇、……請以馬世煇調補成都府知府、則於錢糧地方兩有裨益矣。」とある。
- ⑤⑦ 『專輯下』837 頁、「奏陳院司家人幕賓侵蝕情形摺」に「……今拋署布政司事郎中塔・署按察司事郎中馬喀詳稱、審拋徐容(西安革職知府)・甘文煒(鳳翔府革職知府)供稱、前督院(鄂海)家人魏二・蔡大雷、二幕賓朱性本・陳子和及原任布政司薩穆哈與家人馬二、幕賓嚴堂等、或取用米俸、或空簽官生姓名捐納。……該兩司以捐納錢糧俱闕國帑、豈容伊等私侵、而薩穆哈恃有職銜在身、未便嚴鞫、詳請參革、併魏二等亦須咨提來陝、方可質訊等情。臣思薩穆哈為通省大員、其果否取用米俸・空名報捐、亦必俟其家人馬二致案、質訊明確、方可參革。況前督臣鄂海身為大臣、其家人幕賓侵漁捐項、似未便遽登於章奏。……事關重大、而院司之家人幕賓任意侵蝕、理難輕縱、致使數万國帑終歸無着、然一經提訊、恐無罪止及於家人等而全不干涉伊主之理。」(括弧内は筆者の補足)とある。
- ⑤⑧ 『專輯下』838 頁、「請点大員赴陝審明徐容等案摺」に「……謹遵諭旨、另疏具題、

請欽点大臣赴陝審明定案。……然惟戸部尚書臣田從典・工部尚書臣徐元夢・左都御史臣朱軾……伏乞於此三大臣內欽点一員來審徐容等一案、則錢糧既有着落、而大案亦得早結矣。」とあり、またこの案件が決着する頃の上奏である『專輯下』841頁、「請將虧空各員擬罪俟還補完日各予輕減摺」には「……至陝省虧空各官、已奉旨革職者、現在逐案審追、皆以前督臣鄂海與其家人魏二除節札生辰外勒索財物、因而挪用錢糧、冀免一時之禍……即質之魏二、亦自俯認無辭。是凡有虧空之案、皆入魏二之名、竟似有意羅織、無如庭訊之下、供及魏二莫不切齒流涕、以為但將魏二勒索情由拋詞入告、即死甘心。……又陝省錢糧因不按年奏銷、上下侵蝕、以致虧空幾及百萬、不肖官吏將正項錢糧供上司家人之需索、罪因難追、而迫於威勢、又頗有不得已之苦情、臣悉知之。」とある。

- ⑤⑨ 『專輯下』838-839頁、「再奏查參虧空并題補各官摺」に「……窃查陝省州縣歷年經手錢糧俱未奏銷、以致那(納)新掩旧、積久虧空、竟至成千萬萬……將居官不堪虧空最多者、分疏參革在案……今又查出虧空諸員內有聲名多玷、民怨彰聞者、仍當革職究追、其余則留任追補。……皆陞任涼莊道仍留肅州弁事之何廷圭・甘山道傅沢溧・肅州道胡仁治等三員、經手支用居多、其初意已定一面發用、一面即將冒銷銀兩任意侵蝕。」(括弧内は筆者補足)とあり、同839頁、「參永泰摺」には「……窃查原任西安按察使永泰為人粗率、貪暴性成、凡臣所參虧空各官莫不詳訐永泰之從前需索。臣以陝省互揭之事非止一案、未敢拋文參、究又造重獄、無如永泰自赴軍前、意殊怏怏、狂躁更甚。……臣是以不無過慮不忍令永泰等乘機而吸百姓之脂膏也。但永泰係奉旨軍前効力之員、聞督臣鄂海惟此人之言是聽……伏乞聖主勅令永泰前赴巴爾坤軍前効力。」とある。また、同839-840頁、「奏明祖允焜家人逃匿并參督臣鄂海片」には「……陝西原任糧道祖允焜虧空米豆十余萬石、今已被參、病故、其所以虧空如此者、由前督臣鄂海需索過多……再前督臣鄂海精神昏邁、任人指使、弁事甘州、全不体恤民力。至於錢糧、無所恐懼、日久必致虧空、迨其既壞、而後罪之事已無及。」とある。
- ⑥⑩ 『專輯下』841頁、「請將虧空各員擬罪俟還補完日各予輕減摺」には「以臣愚見、竭臣心力、三年之內設法完補、雖目今從重極擬、俟還補完日、伏乞天恩各予輕減、並求宸翰即於摺內批定、仍發回臣。」とある。
- ⑥⑪ 『清史稿』卷二百九十五、年羹堯伝に、「……四十九年、幹偉生番羅都等掠寧番衛、狀游擊周玉麟。上命羹堯与提督岳昇龍剿撫。」とある。また『聖祖実録』卷二百四十二、康熙四十九年七月庚寅の条にも、「兵部議覆、四川提督岳昇龍疏言、川省寧番衛界逼近番地、本年二月內有番賊闖入寧番衛肆行搶劫。該汛遊擊周玉麟、率領官兵前往追緝、被傷身死。事係封疆、臣請親歷邊境、或剿或撫、相機而行綏靖地方。應如所請。得旨、依議。巡撫年羹堯、亦著前去。」とある。
- ⑥⑫ 『專輯下』809-810頁、「奏建昌土司情形摺」に「……伏乞皇上賞以号紙・印信、使凡事有所責承。准其納粮、漸以礼義化導、与内地百姓同為朝廷赤子、又何漢

蛮之分。……外地図一張、原非建昌所属全図止是冕山營遊擊所分汎地、絵画呈覽、以見遊擊周玉麟不察地理、深入蛮穴、致官兵被害情由。……硃批。知道了。此議論甚好。地図発回。」とある。

- ⑬ 『專輯下』809頁、「奏建昌土司情形摺」に「……臣於八月二十二日抵寧番衛……」とある。また、『聖祖実録』卷二百四十四、康熙四十九年十一月庚子の条に、「……上諭大学士等曰、岳昇龍効力、殊属可嘉。巡撫年羹堯、係与提督岳昇龍同往剿撫之人、乃畏避不行前往、著明白回奏。」とあり、同二百四十六、康熙五十年四月戊寅の条には、「吏部議覆、四川巡撫年羹堯、奉旨剿撫番人、並未前往。今回奏疏稱、因提督岳昇龍、將生番之首惡羅都等三人、已經拿獲、臣故中道回署。自行認罪。應將年羹堯照規避例革職。得旨、年羹堯、著革職、從寬留任。」とあり、『清史稿』卷二百九十五、年羹堯伝にも、「……四十九年……昇龍率兵討之、擒羅都、羹堯至平番衛、聞羅都已擒、引還。川陝總督晉泰疏劾、部議當奪官、上命留任。」とある。なお、年羹堯がこの処分を許されたのがいつごろであるかは明白ではないが、遅くとも康熙五十四年内には革職留任から復したと思われる。
- ⑭ 『聖祖実録』卷二百六十、康熙五十三年十月丁亥の条に、「兵部議覆、四川巡撫年羹堯疏言、烏蒙土知府禄鼎乾、擄掠貴州阿底土司頭目禄世華人畜。遣官曉諭將罪犯隱匿、抗不送審。請將禄鼎乾、革去職銜拏解擄掠首惡之人、詳審完結。如或仍前違抗、請会同雲南貴州督撫提鎮、掃蕩巢穴、改土為流等語。查禄鼎乾、係四川所属、禄世華係貴州所属。兩省土司擄掠情由、應令該撫会同貴州巡撫、查明具題再議。得旨、此案駁回、則為日久土司等知其無得益放恣矣。著鑲黃旗滿洲都統阿爾納、会同雲南貴州總督、四川・貴州巡撫、提督、詳審。土司聞遣京師大臣、懼而送出罪人則已。設或抗拒、即行征剿、事一挙而畢也。尋阿爾納等奏、烏蒙土知府禄鼎乾、擄禄世華人口牲畜、已經退還和息并請納糧折價、自康熙五十四年為始令交藩庫。下部議行。」とある。
- ⑮ 『專輯下』818-819頁、「請勅調建昌鎮張友鳳陸見摺」に「請勅調建昌鎮張友鳳陸見摺」に「……今鎮臣張友鳳年近八旬、志力昏耄、營伍廢弛、威令全無……阿羊賊蛮加巴・貫子兩人糾集党類、搶奪過客、偷盜居民……屯民同汛兵追至山後、賊蛮見汛兵不及執持器械、放箭拒阻……尚未擒獲、此皆由鎮臣平日法紀廢弛、土司營將積玩之所致也。伏乞皇上勅調鎮臣張友鳳赴京陸見、……聖主另簡賢能、整飭軍紀、振刷積弊、營伍改觀……」とある。また、張友鳳は加巴・貫子らの横行を隱匿し、更に彼らを捕える事が出来なかつたことを川陝總督鄂海に弾劾され職を解かれた（『聖祖実録』卷二百七十二、康熙五十六年四月癸巳の条）。
- ⑯ 『專輯下』813頁、「奏進剿建昌蛮人情形摺」に「奏進剿建昌蛮人情形摺」に「……而數年來、總兵・遊擊以下等官、既以土司為魚肉、或牛羊、或は糶糧、任意搜搶、索取無厭。此等土司既無印信、又無号紙、其情不得直達於巡撫・提督。間有偷

盜綁掠之事、而各營將官不能執法窮究。……又拋呈軫詳、遂擅興兵馬。……臣是以於土司中挾其素効忠順加渴瓦寺・董卜韓胡二土司、蠻兵八百名、挑戰臣標及提標兵丁五百名相期剿撫、賊蠻不難於授首。」とあり、同 819-820 頁、「奉陳剿撫越嵩賊蠻情形摺」には「……臣安越嵩城外、時有土民至臣行營、皆言賊蠻搶奪綁擄為害甚多、營員之匿不報聞者十之八九、謾贖回者十之三四……及聞鎮屬官兵、除寧越守備一營兵馬強壯、守備俄玉頗有胆略、另行調遣外、鎮標與越嵩營兵器不堪、步伍不整、隊目不畏將弁、將弁不畏鎮臣、細訪兵額、十無六七、似此安能懾服番蠻。又營中積弊、每兵百名內有蠻兵二十、並不操練、若遇查点以此充數、餉乾半入營員之腹、又有外委守備、名曰管彝……父死子受、竟同世襲……賊蠻知有管彝而不知有營員、管彝知挾賊蠻以取利而不知有官法、錮弊為甚……皆由管彝・蠻兵暗通信息、官兵動靜虛實莫不預知之所致。臣於川省彝方經歷過半、管彝之名在在有之、其弊莫甚於建昌。……至裁蠻兵、革管管彝……」とある。また、『聖祖實錄』卷二百七十一、康熙五十六年二月癸丑の条に、「兵部議覆、四川巡撫年羹堯疏言、越嵩衛阿羊蠻加巴貫子等、擾害地方、殺死官員。臣親調漢土官兵、於十一月初八日、抵越嵩、差員曉諭。仍前抗違。臣即撥將弁堵截、自十三日、至二十七日、攻克巴沽白石巖寨。殺傷賊蠻數百。加巴貫子遠竄。臣於二十八日、徹兵回省。查加巴貫子等二逆、應令該撫速行設法擒獲奏報。從之。」とある。

- ⑦ 『專輯下』820-821 頁、「奏提標兵丁鼓噪回省摺」に「……於八月十六日、關中忽聞提標兵丁在黃勝関之柘木橋鼓譟……即係咨報提標兵丁一千二百名鼓譟回省一事。……其報文內拋稱兵丁饑餓難忍、止得散歸等語。查各標兵馬之赴松者、俱已預支秋餉、又步兵一名、另借銀三兩、馬兵一名、另借銀六兩、臣亦曾捐銀買米一百五十石、黃牛五十隻……捐銀二千兩買運茶包赴松、以備臨時換易牛羊之用。……將所余茶包計值銀一千三百余兩、委官送至行營犒賞各兵……但提臣康泰素失兵心……且聞預支秋餉與所借銀兩、每兵得領用者僅二兩余、又臣所犒賞茶包、未曾散給……」とある。また康泰はこの失態により革職されている（『聖祖實錄』卷二百七十七、康熙五十七年二月乙巳の条）。
- ⑧ 『專輯下』821 頁、「奏謝法蠟伝旨獎勵摺」に「……茲副都統法蠟奉命至四川料理軍務……」とあり、『聖祖實錄』卷二百七十四、康熙五十六年十月癸卯の条にも、「先是、四川巡撫年羹堯疏報、松潘兵譟回成都後、臣委提督中軍參將楊尽信、率馬兵二百、步兵三百、赴松潘、細察兵情、有斷不為提臣康泰所用之勢。万一領兵出口、難保不蹈前轍。或令臣前往松潘、協同料理。或簡親信大臣、領兵駐扎。伏祈皇上批示遵行。上留中未發。至是、命副都統法喇、前往四川、會同年羹堯、料理軍需。」とある。
- ⑨ 『專輯下』821-822 頁、「請進剿鉄布生蠻摺」に「……查貝勒插漢丹進管下鉄布生番……請於本年四五月間草盛馬肥、拳動舒展之時、勅下鎮臣調集附近土兵、再

以漢兵助威、直搗其前、另西寧鎮檄行楊土司撥兵截其後、務得首惡、以正典刑……」とある。

- ⑦⑩ 『聖祖実録』巻二百七十八、康熙五十七年三月丙寅に、「四川巡撫年羹堯疏言、打箭炉地方、外通西域。内皆高山峻嶺。實為天設之險。皇上救援西藏、令護軍統領溫普、帶領滿兵五百、赴炉駐扎、臣以炉地素不產米、山路險遠、糧運為難。動支庫銀、買米一万石、遴選人員、先運六千石抵炉。余米收貯雅州。如有需用、再行酌運。所需草料、亦委官採買運送支給。自此源源買運、必不遲悞軍需。得旨、拋奏相機購買米石草料、委官設法、陸續運至打箭炉。年羹堯甚為衷心効力。殊属可嘉。著復還原職。」とある。
- ⑦⑪ 『專輯下』822頁、「奏定提督坐糧坐馬公費摺」「……四川巡撫革職留任効力臣年羹堯……查四川提督衙門例有親丁、坐糧八十分、坐馬二十四……而營中每年添補軍資、一切公事原有公費糧一百分、向係馬糧三十名、步糧七十名、收貯公所、各營公支公用、提督不過年終總核其數。前提臣康泰增改馬糧七十六分・步糧四十八分、總為提督衙門私用、而公費另派。各營又於親丁坐糧之外、有家人馬步糧六十二分、及陸見回川、復有馬兵空糧三十分、經制額兵未便空懸如許、致使鎮協効尤。……惟公費一項、在所必需、應照歷來旧例仍留一百分、改為馬三步七、公支公用、其余馬步空糧一百一十六分俱於本年開印後陸續召募、如數項補、以實營伍。」とある。ただし、四月初三日付のこの上奏で年羹堯が「革職留任」と名乗っているのは、前注での復職許可がまだ四川に到達していなかったためと思われる。
- ⑦⑫ 『聖祖実録』巻二百七十九、康熙五十七年六月辛丑の条に、「兵部議覆、四川巡撫年羹堯奏言、裏塘地方、今因拉藏被害、無所統屬。臣等飛咨護軍統領溫普等、速選滿漢官兵前赴裏塘駐防。請設驛站、以速軍機自打箭炉、以至裏塘、應添十站。每站設馬六匹。照打箭炉養馬之例、倍付草料、另撥銀兩支給。應如所請。從之。」とある。また、『清史稿』巻二百九十五、年羹堯伝、および『清史列伝』巻十三、年羹堯伝にも同様の記述がある。
- ⑦⑬ 『專輯下』823-824頁、「奏陳獨日結洛丁供西藏情形摺」に「……惟咨護軍統領溫普・打箭炉稅差・裏塘領兵各官加意探訪。前准裏塘領兵侍衛臣那沁等探明、大克咱遣其官獨日結洛丁与義馬管押蜜客赴炉交易……今於閏八月二十一日將官獨日結洛丁委官押送到来。……而獨日結洛丁……臣等留禁成都……」とある。
- ⑦⑭ 『專輯下』824-825頁、「奏陳營伍積弊請暫加總督銜摺」に「……聞化林協兵多欠額餉、又虧空、臣因副將趙弘基領兵住扎裏塘、諭令守備羅雄募補。旋拋該守備差家人高二投稟、呈送金子五十兩・青狝皮掛一件……是以叱還原物……拋署協查出欠兵二百余名、守備犯虧餉銀三千余兩、時散給秋餉、不能掩飾、守備羅雄於閏八月初六日自用烏鎗打死宅内……其副將趙弘基通同侵冒之弊……至鎮協

積習、川省大約相同、各營公費糧一項、原為修理帖房・旗幟一切軍費而設、今則惟充提鎮之節禮而已、若營中公事、則另行派扣。……督臣鄂海未嘗不三令五申嚴行禁革……督臣遠在西安、鞭長莫及、臣与各鎮原無節制之責、而將備各官惟視提鎮之意指以為從違……非假臣以虛銜不能也。伏祈聖主暫加臣以總督虛銜……令臣節制各鎮。一年之後、營伍必當改觀。……」とある。

- ⑦⑤ 『聖祖実録』卷二百八十一、康熙五十七年十月甲子の条に、「論議政大臣等四川巡撫年羹堯、自軍興以來、弁事明敏、又能度量西去進剿之兵、会同青海公丹仲之人運食物米糧接濟、殊屬可嘉。從前四川地方、亦曾設總督。年羹堯係巡撫、止理民事、無督兵責任。見今軍機緊要。將年羹堯、授為四川總督。」とある。また、この時点では四川巡撫の任は引き続き年羹堯が兼ねることとなった（『聖祖実録』卷二百八十一、康熙五十七年十月丁卯の条）。『清史稿』卷二百九十五、年羹堯伝にも、「五十七年……上嘉羹堯治事明敏、巡撫無督兵責、特授四川總督、兼管巡撫事。」とあり、『清史列伝』卷十三、年羹堯伝にも、「五十七年……十月、諭曰、年羹堯自軍興以來、弁事明敏、又能度量、西去追剿之兵、運餉接濟、甚屬可嘉。巡撫祇理民事、無督兵責任、今軍機緊要、著授為四川總督、兼管巡撫事。」とある。
- ⑦⑥ 『專輯下』824頁、「奏陳公丹仲効順請獎勵摺」に「……臣素知丹仲自幼感戴聖主殊恩、向与其叔挿漢丹進不睦……」とある。
- ⑦⑦ 『專輯下』825頁、「奏陳河（阿）喇布坦加母楚齊表進貢摺」（括弧内は筆者補足）に、「……今住牧廓廓烏蘇之台吉厄爾克戴青阿喇布坦加母楚……臣本不敢越俎擅言蒙古事宜、但其住牧之所去松潘不及十日、值此備兵之際、所當羈縻、或有用處……查阿喇布坦加母楚之妻係西藏人、每年遣視母家、往來走熟、自西藏有捷路一條、繞出木魯烏蘇下渡。臣思西寧題兵前進、糧運在後、此事甚有關係……託阿喇布坦加母楚差人伴護到藏、或可得此捷路。」とある。ただし、ここで年羹堯が「臣本不敢越俎擅言蒙古事宜」と断り、青海を含むモンゴル問題に言及することを僭越であると認識していたことは注目すべきである。
- ⑦⑧ 『聖祖実録』卷二百八十一、康熙五十七年十月庚午の条に、「兵部議覆四川總督年羹堯疏言、川省与陝西接壤、為松潘打箭炉孔道。自西安至成都、共三十二站。其陝西十六站每站額設馬五六十匹不等。川省十六站、每站駟馬不過二十余匹、道路差使、俱各相同。川省神宣駟、額馬不及黃霸駟之半。近年川省備兵、摺奏往來、十倍昔時。自成都至神宣駟十六站、請照陝西駟馬一例酌增、每站添足三十匹之数。其新都一站、越漢州至德陽、行程甚遠、請於漢州安設腰站。應如所請。從之。」とある。
- ⑦⑨ 『專輯下』826-827頁、「預備進藏兵數摺」に「……臣已捐造鳥鎗三千桿・腰刀三千口・長柄片刀五百把・鈎連鎗二百桿・短斧一千柄・櫟木二百架、火藥・鉛子足用……」とある。

- ⑧〇 『專輯下』827頁、「奏溫普領兵撫累蠻民摺」に「奏溫普領兵撫累蠻民摺」に「……如護軍統領溫普忠厚有余、端方不足、駐劄西垺、其同事之侍衛・章京等人既衆多、每遇一事、議論紛紜、動輒以陵侮不堪之言加之、溫普惟有面赤忍、及領兵出口經過裏塘、不能約束滿兵、頗為番民之累。……」とある。
- ⑧一 『專輯下』829頁、「奏法蠟不宜領兵進藏摺」に「……荊州滿兵、因太平日久、一切射箭打鎗、進退步伍漸致生疎、法蠟在成都管領年余、從未操演一次、甲兵不知畏法、每多事犯、臣皆設法完結……迨領兵出口、止凶草率了事、不能約束官兵駐札大朔地方、甲兵燒草廠、駐博母布遜、又燒草廠、遂撤兵入口、法蠟曾無一言查詰、此不能馭兵之明驗也。……」とある。
- ⑧二 『聖祖實錄』卷二百八十七、康熙五十九年二月甲子の条には、「議政大臣等議覆、雲南貴州總督蔣陳錫疏言、中甸地方、原係雲南麗江土府所屬。吳逆背叛時、割略西藏。今巴塘、裏塘、雖經四川招撫、而中甸一帶、距蜀甚遠、附滇最近。尚有錢糧在麗江完納、非四川舊屬也。茲拋麗江土知府木興詳報、中甸等處番目、及喇嘛官宮、到麗江投誠、願仍歸雲南管轄。應如所請、將附近中甸地方、及巴塘、裏塘、仍歸麗江土府管轄。從之。」とあり、同二百八十七、康熙五十九年四月壬寅の条には、「議政大臣等議覆、四川總督年羹堯疏言、巴塘、裏塘地方、近經雲貴督蔣陳錫、奏請歸麗江土知府管轄。臣查巴塘、裏塘、向為西藏侵占。臣宣示聖主恩威、招撫投順。雖歸蜀屬滇、莫非王土。但四川見在用兵、一切運糧調遣之事、道經巴塘、裏塘、關係緊要。撥歸土司、則呼之不応。移咨滇省、則往返遲延。請仍歸四川管轄、有濟軍務。又准都統武格咨稱、雲南進藏兵丁、須接運三月口糧。雲南山高路狹、艱於運送。請以四川所運之米支給。查滇蜀兩省、俱各進兵。而蜀省進兵七千、滇省進兵三千、多寡懸殊。恐蜀省所運之糧、不足供滇省之用。應如年羹堯所奏、行文雲南督撫、將雲南進藏兵糧、速行趨運。如武格等所領之兵、与噶爾弼兵會後、或雲南運米未到、仍暫撥四川余糧支給。即於雲南所運米內、照數補還。其巴塘、裏塘地方、應仍歸四川統轄。俟事平之日、再照原議、改隸雲南。從之。」とあり、同卷二百九十、康熙五十九年十一月丙子の条には、「議政大臣等議覆、四川總督年羹堯疏言、裏塘巴塘、為蜀省出兵運道、奉旨聽蜀省管轄。乃雲南麗江土知府木興、於巴塘所屬之喇皮等處、節次遣人嚇令歸滇。以致番人恐懼、見在四川統運之米糧、僱募人夫、不敢前進。八月二十日、木興帶領蠻兵、前至喇皮。因番目巴桑、以已歸四川為詞、即被殺死。又示威番蠻、勒令歸己。以致番蠻欲凶報復、各思構兵。巴塘之運路遂阻。木興狂悖生釁、殺良阻運、請革職。拏禁雲南省城、俟西藏既平、嚴審究擬。查平藏大兵、尚未入口。應將年羹堯參木興生釁阻運之處存案、俟藏兵旋日、差京城大臣一員、前往審理。從之。」とある。『清史稿』卷二百九十五、年羹堯伝及び『清史列伝』卷十三年羹堯伝にも同様の記述がある。
- ⑧三 『清朝野史大觀』第二冊「清朝史料」、62頁、「西選年選修選」の条。

- ⑧4 大谷敏夫 1976、79 頁。
- ⑧5 『專輯下』814 頁、「五条摺」に「……硃批：此調用之法、非久遠行的、不必具題とある。また、このときの年羹堯の人事に関する要請については、注⑧2を参照。
- ⑧6 『專輯下』837-838 頁、「請以傳德補西安糧道摺」に「……在人或忌臣為攬權、在臣固籍此以報國也。……」とある。また、煩瑣になるため個別の引用は避けるが、年羹堯の川陝總督着任以後の人事推薦については、『專輯下』所収の 831 頁「請以高其佩等陸按察使各欠摺」、832 頁「請隨帶効力人員摺」、834 頁「請以胡期恒陞川東道摺」、836 頁「請以楊尽信陞重慶鎮周瑛陞化林協摺」、836-837 頁「請簡鞏昌布政使摺」、837-838 頁「請以傳德補西安糧道摺」、838 頁「請以傳德等署鞏昌布政使各欠摺」をそれぞれ参照。
- ⑧7 李維均については注⑧5に引く所の『專輯下』836-838 頁、「請簡鞏昌布政使摺」、「請以傳德等署鞏昌布政使各欠摺」を参照。胡期恒については『專輯下』834 頁「請以胡期恒陞川東道摺」に「……如原任四川夔州府丁憂知府胡期恒……是以即將胡期恒委署西安府事。……四川川東道董佩笈年老請休……所遺員缺、請即以胡期恒陞補……」とある。
- ⑧8 『專輯下』842 頁、「前往肅州料理糧運摺」に「……吐論曰、朕再無疑爾之処、爾亦不必懷疑。」とある。
- ⑧9 『聖祖實録』卷二百五十、康熙五十一年四月乙亥の条に、「……又論曰、前年羹堯摺奏、称原任提督岳昇龍、借用藩庫銀一萬兩、臣等願捐俸代還等語。此項係前任巡撫能泰、前任布政使下永式擅行借給。其非固不待言。但岳昇龍効力処甚多。伊等設法完結亦無不可。乃年羹堯商之總督殷泰、殷泰不允、故爾陳奏。以此觀之、伊等必不睦。将来必似噶札、張伯行、互相揭矣。」とある。
- ⑨0 『聖祖實録』卷二百九十二、康熙六十年五月乙酉の条に、「諭大學士等、陝西總督鄂海、著弁理軍糧餉。四川總督年羹堯、著兼理四川陝西總督事務。原任侍郎革職色爾圖、著署理四川巡撫事務。皆馳驅速赴行」とあり、同卷二百九十三、康熙六十年六月辛卯朔の条には「四川陝西總督年羹堯陞辭、賜弓矢等物」とあって、当初は年羹堯の求めたとおりの「虚銜（兼理、すなわち本職以外の職務の兼任）」であったものが、翌月初めには正式な職掌として帯びられていることがわかる。この点について『清史稿』年羹堯伝には「六十年、入覲、命兼理四川陝西總督。」とあり、『清史列伝』年羹堯伝には「六十年五月、入覲、賜弓矢、授四川陝西總督。」とあるが、恐らくは兼管からただちに正式な任にあげられたことによる史料間の混乱であろう。

史料

- 『康熙朝漢文朱批奏摺彙編』中国第一歴史档案館編、档案出版社、1985
- 『国朝耆獻類徵初編』李桓輯録、光緒十年至十六年湘陰李氏刊本、文友書店影印、1966
- 『清史稿』趙爾巽等編、中華書局、1977
- 『清史列伝』中華書局編、台湾中華書局、1964
- 『清朝野史大観』小横香室主人編、上海書店、1981
- 『聖祖実録』：『清実録』第四冊 - 第六冊所収『聖祖仁皇帝実録』中国第一歴史档案館蔵原皇史宬大紅綾本、故宮博物院図書館蔵原乾清宮小紅綾本、中華書局影印、1985
- 『石渠余紀』王慶雲、北京古籍叢書、北京古籍出版社、2001
- 『專輯下』：国立故宮博物院故宮文献編輯委員会編『年羹堯奏摺專輯』下卷、国立故宮博物院、1971
- 『聽雨叢談』福格撰、中華書局、1984
- 『讀書堂西征隨筆』（清代歴史資料叢刊）王景祺、上海書店、1984
- 『年羹堯滿漢奏摺訳編』季永梅他翻訳点校、天津古籍出版社、1995
- 『八旗通志初集』鄂爾泰等修、李洵・趙德貴主点、長春：東北師範大学出版社、1985
- 『《文献叢編》全編』故宮博物院編、故宮博物院鉛印本、北京図書館出版社影印、2008
- 『滿漢名臣伝』呂觀仁・任国緒編、黒龍江人民出版社、1991

参考文献

【日文】

- 安部健夫 1957 「米穀需給の研究 — 雍正史の一章としてみた —」
『東洋史研究』十五（四）
→ 1971 『清代史研究』創文社

- 石浜裕美子 2001『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店
- 岩田啓介 2009a「ラサン＝ハン即位前後の青海ホシュート部——清朝と
ジューン＝ガル部の狭間で——」『社会文化史学』(52)
2009b「新ダライ＝ラマ六世認定をめぐる清朝の対青海ホシュート部・チベット政策」『満族史研究』(八)
- 大谷敏夫 1976「雍正帝の治世と年羹堯断罪事件
——朋党・営私問題を中心として——」『史林』59-4
- 加藤直人 1979「台北・国立故宫博物院編 年羹堯奏摺」
『東洋学報』60(3・4)
1983「1723年ロブザン・ダンジンの反乱：その反乱前夜を中心
として」『内陸アジア・西アジアの社会と文化』
1986「ロブザン・ダンジンの叛乱と清朝：叛乱の経過を中心と
して」『東洋史研究』45(3)
- 斉光 2008「清朝による「ロブザン＝ダンジンの乱」鎮圧とアラシャン＝
ホシュート部」『社会文化史学』(50)
2009「「ロブザン＝ダンジンの乱」前後における青海ホシュート部の
動向」『内陸アジア史研究』24
- 佐藤長 1972「ロブザンダンジンの反乱について」『史林』55(6)
→1986『中世チベット史研究』同朋舎
- 鈴木真 2001a「雍正帝と藩邸旧人」『社会文化史学』42
2001b「雍正初年の戸部銀庫虧空事件からみた清朝支配構造の特質」
『東洋学報』83(3)
2001c「雍正帝による旗王統制と八旗改革——鑲紅旗旗王スヌの断
罪事件とその意義——」『史境』(42)
2003「諸阿哥分封からみた康熙朝政権中枢の権力構造」『史峯』9
2005「康熙末～雍正初年の長蘆塩課未納問題」『一橋論叢』134(6)
2007「清朝入関後、旗王によるニル支配の構造——康熙・雍正朝
を中心に」『歴史学研究』830
- 森永恭代 2011「清代四川における移民開墾政策——清朝政府から見た

「湖広填四川」——『史窓』68

柳静我 2004 「「駐藏大臣」派遣前夜における清朝の対チベット政策
——1720～1727年を中心に——」『史学雑誌』113(12)

【中文】

金承芸 1975 「從《永憲録》來討論年羹堯的年歲」『故宮季刊』10(1)

→2010 『清朝帝位之爭史事考』中華書局所収

史松 1991 「論年羹堯之死」『清史研究』1991(3)

馮爾康 1999 『雍正伝』上海三聯書店

→1985、人民出版社、初版

楊啓樵 2012 『雍正篡位說駁難』上海書店出版社

〔付記〕本稿の執筆に際しては、増井寛也、井上充幸両先生に、懇切丁寧なご指導を
いただいた。ここに改めて謝意を記したい。

(本学大学院文学研究科博士前期課程二回生)